

規制・制度改革検討シート（案）

【グリーンイノベーション ①】

事項名	民有林における開発許可の見直し①
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電設備を民有林に設置する場合、「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業」は開発許可が不要となっており、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者が発電施設を設置する際に許可は不要である。一方で、その他の発電事業者による設置には許可が必要である。 <p>＜根拠法令＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法第 10 条の 2 第 1 項第 3 号 ・ 森林法施行規則第 3 条第 18 号
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者が発電施設を設置する場合に許可が不要であるにも関わらず、発電事業者が設置する場合には許可が必要であるのは、合理性に欠けている。電気事業制度上、発電市場は自由化されており、発電事業者間の競争上も許可条件が異なることは問題があると言わざるを得ない。 ・ したがって、再生可能エネルギー施設であれば、事業主体によらずその事業に公益性を認め、許可要件の見直しを行うべきである。
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為に係る都道府県知事の許可の例外について規定する森林法第 10 条の 2 第 1 項第 3 号の「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業」については、 <ol style="list-style-type: none"> ① 公益性が高いと認められる事業として土地収用法その他の法令により土地を収用し又は使用できる事業であるかどうか ② 行政官庁により十分な指導監督が行える旨法令の規定により担保されている事業であ

		<p>るかどうか</p> <p>というメルクマールに照らして、森林法施行規則において限定列挙されているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者（以下「一般電気事業者等」という。）は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）において、電気供給義務が課せられており、一般電気事業者等の設置する発電施設は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関して定めた土地収用法第 3 条第 1 項第 17 号に規定する「電気事業法による一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物」に該当し、高い公益性が認められる。 ・ これに対し、発電事業者（特定規模電気事業者、卸供給事業者。以下「発電事業者」と総称する。）は、このような電気供給義務が課せられておらず、発電事業者が設置する発電施設は、土地収用法の対象にもなっていないことにかんがみると、必ずしも公益性が高い事業であるとは言い難い。 ・ なお、許可不要の取扱いとするには、公益性が高い事業というだけでなく、行政官庁により十分な監督が行えるかどうかについても検討する必要があるところ、一般電気事業者等は事業実施にあたり電気事業法第 3 条の許可を経済産業大臣から受けている一方、発電事業者は同条の許可が不要であり、行政庁による監督が十全に行うことができないことが懸念される。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林地開発許可不要の取扱いについては、公益性が高く、行政官庁により十分な指導監督を行えることを前提としており、これらに合致しない開発まで許可不要とした場合には、地域住民の生活に密接に関連する国土保全、水資源のかん

		<p>養等の森林の諸機能と十分な調整がとれない形で開発行為が行われるおそれがある。</p>
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地熱発電や風力発電といった再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成 22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。 ・ 森林等においては国土保全の観点があるが、一般電気事業者が発電設備を設置する場合に許可が不要であるにも関わらず、その他の民間の発電事業者は許可が必要となっており、合理性に欠けている。許可取得が国土への影響を確認するためのものであるならば、事業主体によらず同一の取扱いとすべきである。 ・ 電気事業法に基づく指導監督は、あくまで電気事業の的確な遂行の観点から行うものであり、当該法の目的の範囲を超えて指導監督を行うほどの裁量権を法所管行政官庁が持ち合わせるものではない。また、電気事業者が発電設備を新設する場合も「許可」ではなく「届出」で可能とされている。そもそも電気事業制度上、発電市場は自由化されており、発電事業者間の競争上も許可条件が異なることは不合理である。 ・ 少なくとも特定規模電気事業者については、災害時等非常時における供給命令の対象となっている等の点から、他の電気事業と同様、電気事業法においては公益特権の対象となっている。また、森林法上の公益性を判断するにあたり、供給義務の有無や土地収用法第 3 条の対象に該当するか否かは絶対条件ではないはずである。 ・ こうした状況や低炭素社会の実現という新たな

	<p>な国民的課題が生じている点を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進の重要性を鑑み、再生可能エネルギー設備の開発許可に係る新たな判断基準を創設すべきである。</p>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林地域は日本の国土の6割を占めるが、その山稜部分は、風況も良く、かつ、住居からも離れているため、風力発電設備の立地に適している場合が多い。また、地熱発電に係る有望地域も存在する。 ・ 開発許可が不要になることで、事業実施に係る期間の短縮及びコスト削減に繋がる。 ・ 低炭素化社会の実現といった課題解決のためにも、森林地域における再生可能エネルギー施設設置を促進することには一定の公益的な意義がある。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー導入の重要性を鑑み、再生可能エネルギー設備であれば、事業主体によらず設置を柔軟に認める方向で、許可のあり方を見直すとともに、関係者へ周知徹底すべきである。〈平成23年度中措置〉

【グリーンイノベーション ②】

事項名	民有林における開発許可の見直し②
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林地開発許可を得る場合において、開発行為に係る森林について権利を有する者の「相当数の同意」を証する書類が必要である。 <p>＜根拠法令＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法第 10 条の 2 第 1 項 ・ 森林法施行規則第 2 条第 2 号
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林地開発許可の申請にあたって、原則として全ての地権者（登記簿謄本上の所有権登記者）の同意が必要であるが、実際には所有権登記者の死亡後数十年が経過して相続人が不明の場合や、数十人もの共有名義の土地で一部名義人が不明な場合なども多く、かかる場合に開発許可の取得が極めて困難となっている。 ・ したがって、「相当数の同意」について、地権者不明の場合は、固定資産税納税者の同意書で代替可能とするなど、合理的な範囲で認めるようにすべきである。
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の開発行為を行おうとする者は、当該土地に係る権原を有する者の同意を得ることが私法上不可欠である。林地開発許可制度においても、開発事業の実現可能性の有無を審査するに当たって、当該開発行為の実施予定地に係る正当な権原を有する者の同意を確認することとしている。 ・ 他方、申請段階においては、必ずしも計画の熟度に自ずと限界があることも念頭に置き、上述に係る具体的な運用基準（国から都道府県への技術的助言）としては、「開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合」になっているか否かで、審査することとしており、許可の取得に係

		<p>る負担の軽減に努めているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 御指摘の「固定資産税納税者の同意書で代替」させることについては、固定資産税納税者と正当な権原を有する者とは必ずしも一致しない場合があり、林地開発許可制度のみならず、一般的に地権者の確認手段として有効であるかどうかについては、疑念がもたれる。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「固定資産税納税者の同意書で代替」した場合、申請者が林地開発許可を得たとしても、当該土地について法律上の権原を取得するものではなく、固定資産税納税者と正当な権原を有する者が一致していなければ、正当な権原を有することにならず、民法上適法に開発行為を行うことはできない。 このような不適法な開発を許可した場合、権原のないまま開発が行われ、遡及して開発許可を取り消さなければならない事態等が発生する事となり、林地開発許可制度の厳格な運用を著しく阻害することとなる。
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> 林地開発許可の申請にあたっては、「相当数の同意」が必要であるが、実際には相続人が不明の場合や、共有名義の土地で一部名義人が不明な場合なども多く、かかる場合に開発許可の取得が極めて困難となっている。 また、「相当数の同意」であっても、実態として全ての地権者の同意書の取付けが求められることから、共有名義の場合に地権者を探したてのに数年を要する場合がある。 したがって、名義変更漏れなど林地の所有者が不明の場合が多い実態を踏まえ、事実上全員の地権者の同意書が必要となる現在の運用は合理的な内容に見直すべきである。

<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法施行規則第2条第2号に「相当数」という規定があるにも関わらず、運用細則において「開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができる」と認められる場合を指す」とされており、実態として全員の同意書の取付けが求められることから、共有名義の場合に地権者を探し当てるのに数年を要する場合がある。 ・ 5年以上にわたって地権者の相続人を探しても全地権者を見つけることができなかつた場合に（相続人総数100名以上）、同意書取付けが残る1名であったとしても許可は得られず、継続調査が求められた事例がある。 ・ 隣接地権者の同意取付けをも許可要件とする都道府県も存在する。 ・ 路網整備については、平成22年11月森林・林業基本政策検討委員会の最終とりまとめ「森林・林業の再生に向けた改革の姿（案）」において、「必要な路網の設置に当たっての土地の使用について、所有者が不明な場合にも対応できるように手続の改善を図る」とされており、これに係る事前の調査においても、所有者の所在が把握できないという課題が指摘されている。 ・ こうした現状を踏まえ、再生可能エネルギー導入促進という観点からも、開発許可に係る同意書取付け要件の見直しを図るべきである。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「相当数の同意」について、開発行為の妨げとなる権利を有する全ての者の3分の2以上の者から同意を得ていることとするべきである。 <平成23年度中措置>

【グリーンイノベーション ③】

<p>事項名</p>	<p>国有林野における許可要件・基準の見直し①</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<p>国有林野は「公用、公共用又は公益事業の用に供するとき」であれば、貸付が可能とされている。一般電気事業者等の公益企業を除く事業者が発電事業を行う目的で5haを超える国有林野を使用する場合、以下の要件が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己消費が過半以下で、残る全てを一般電気事業者に売電すること。 ・ 当該事業が、地方公共団体の定める基本構想等、地域の振興計画に位置付けられていること。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林野の管理経営に関する法律第7条 ・ 国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて（平成13年9月7日付け13林国業第65号林野庁長官通知）
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の公共性・公益性が求められ、事業形態が「発生電力の半分以上を一般電気事業者に売電する」ものに限定されているため、発電事業者が一般電気事業者以外の民間事業者や卸電気取引所向けに発生電力を売電する場合には5haを超える貸与を受けることができない。 ・ 構造改革特区第18次提案における全国展開を行う規制改革事項として「発生量の過半を一般電気事業者へ売電すれば、余剰発生量を一般電気事業者以外に売電したとしても公益性は相当程度確保できるとし、通知改正を行うことにより、一般電気事業者以外への売電を可能とするよう規制の緩和を行う。」という閣議決定がなされたが、小売分野の6割が自由化対象であるにもかかわらず、依然として一般電気事業者への過半の売電によって事業の公益性を担保するという運用が残ることとなるのは不合理

	<p>である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これに加えて、地方公共団体の定める基本構想等、地域の振興計画は3～10年に1度策定され、柔軟な見直しが行われないことから、タイミングが合わない場合は事業実施が可能となるまでに長期間を要してしまう。また、基本計画等に「森林地域における自然エネルギー発電の推進」と盛り込むだけでは認められないなど、運用も不明確である。 ・ さらに、通達の内容が発電事業に限定されており、その他のエネルギー供給については適用対象外となっている。 ・ したがって、通達における地方自治体への基本計画等への位置付け要件を撤廃するとともに、再生可能エネルギーであればその事業に公益性を認める方向で現行の貸付要件を見直すべきである。また、熱供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業にも貸付を認めるべきである。
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林野の貸付は、国有林野の管理経営に関する法律第7条第1項の各号のいずれかに該当しなければ行うことができず、民間事業者が発電事業の用に供することを目的として、面積制限なく貸付するには、当該事業が同法第7条第1項第1号の公益事業に該当するものでなくてはならない。 ・ そのため、当該事業の公益性を担保する必要がある、「地方公共団体の策定する地域の振興計画に位置付けられていること」及び「発生量の過半を一般電気事業者への売電すること」は、当該事業の目的が一般電気事業者が行うものと、同等とみなす上で必要最小限の要件であると考えており、これらの要件を緩和することは困難である。 ・ なお、地方公共団体の策定する地域の振興計画等への位置付けの確認方法については、振興計

		<p>画等への記載があれば、記載の程度等にかかわらず、地方公共団体から書面をもって計画に合致している旨の確認を行うことと指導している。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、熱供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業の用に供することを目的とした貸付について、民間事業者から事業計画等に基づく具体的な貸付の要望があれば、貸付の是非を検討し、貸し付けることとした場合に、財務省との協議を行うこととなる。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、地域振興と無関係に、特定の企業に発電量の9割を供給し残る1割を一般電気事業者に売電するような民間企業から申請があった場合でも、面積の制限なく貸付を行えることとなり、貸付の対象となる国有林野が行政財産として国土の保全、水源かん養、木材の安定供給等のため保有・管理されていることを考慮すれば、地域住民をはじめとする国民的理解を得ることは困難と考える。
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> 地熱発電や風力発電といった再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成22年6月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。 国有林は森林の3割（国土面積の約2割）を占めており、風力発電のポテンシャルが高い地域に多く存在していることから、再生可能エネルギーの導入促進が期待できる。 さらに、国有林を含む国有財産の有効活用を図

ることは、財政収入増加の観点からも検討の余地があると考えられる。

- ・ しかしながら、一般電気事業者等の公益企業を除く事業者が発電事業を行う目的で5haを超える国有林野を使用する場合、「発生電力の半分以上を一般電気事業者に売電する」「地方公共団体の定める基本構想等、地域の振興計画に位置付けられている」必要があるため、当該発電事業者が一般電気事業者以外の民間事業者（すなわち特定規模電気事業者）や卸電気取引所向けに発生電力を売電する場合等には5haを超える貸与を受けることができず、事業計画を断念せざるを得ない場合がある。
- ・ 電気事業制度上、発電市場は自由化されており、一般電気事業者以外への売電によるグリーン電力証書市場の形成・拡大や、それによる再生可能エネルギーの供給拡大が注目されている中、発電事業者間の競争上も貸付条件が異なることは不合理である。
- ・ また、地元市町村の支援が得られる場合であっても、基本構想等の振興計画変更までに時間を要するとともに、計画の見直しが柔軟に行われない場合には、次期策定まで数年待つ必要が生じてしまうことは問題といえる。
- ・ こうした状況や低炭素社会の実現という新たな国民的課題が生じている点を踏まえ、「公共性・公益性」の基準を見直し、新たな判断基準を創設すべきである。
- ・ したがって、国有林野における貸付要件・基準については、通達における地方自治体への基本計画等への位置付け要件を撤廃するとともに、熱供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業も含め、再生可能エネルギーであればその事業に公共性・公益性を認める方向で現行の貸付要件を見直すべきである。

<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業分野では規制改革が進み、特定規模電気事業者向け供給や電力取引所向け等の電気供給に関する発電事業であっても、不特定の電気需要に応じた供給といった観点からは事実上公益性の高い事業になっており、実態を踏まえた見直しを行うべきである。 ・ 青森の風力発電による電気を特定規模電気事業者が購入し、これを電力会社の送電網を利用して東京都のビルに売電するといった、グリーン電力取引の活用など、一般電気事業者以外への再生可能エネルギーの売電ニーズは高まっている。また、国有林は風力発電のポテンシャルが高い北海道・東北地方に多く存在しており、グリーン電力市場形成による再生可能エネルギーの導入拡大といった観点、行政財産の有効利用といった観点からの期待は大きい。 ・ 地熱発電の有する特性である電気の安定性を高く評価する事業者が自由に電気を購入できるようになれば、追加の国民負担なくして一定の買取価格下における発電所の開発が期待される。しかし、通常地熱発電所設備（蒸気生産設備を含む）は5ha以上占有することが必要であり、国有林における新規事業計画を断念せざるを得ない場合がある。現行の通知内容では、従来認められていた地熱発電向けの蒸気生産事業の扱いが不明確であるため、事業実現に向けた手続き上の透明性が低い。 ・ 地方自治体の基本構想への位置付けが必要であるという要件が設けられたため、仮に地元市町村の支援が得られる場合であっても、構造改革特区制度で認定されていた頃と比較すると貸付が認められるまでの期間が長期化している。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー導入の重要性を鑑み、通達における貸付要件について、売電先にかかわらず、自治体の同意書があれば、再生可能エネルギー

	<p>ギー発電の事業に公共性・公益性を認めるべきである。〈平成 23 年度中措置〉</p> <ul style="list-style-type: none">・ また、熱供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業についても、再生可能エネルギーの発電設備と同様の条件で貸付を認めることを明確化すべきである。〈平成 23 年度中措置〉
--	---

【グリーンイノベーション ④】

<p>事項名</p>	<p>国有林野における許可要件・基準の見直し②</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般電気事業者等の公益企業を除く民間事業者が発電目的や発電用の蒸気生産目的で年額 30 万円以上の国有林野の貸付を受ける場合、「事業の公共性・公益性」が認められる必要がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算決算及び会計令第 99 条、102 条の 4
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般電気事業者等の公益企業を除く民間事業者が、再生可能エネルギー発電や地熱発電の用に供する蒸気を生産する目的で国有林野の貸付等を受ける場合、当該事業が公益事業とみなされないことから、林野庁・財務省間の個別協議が必要となり、結果的に年額 30 万円以下（2 ha に相当）の場合に貸付対象が限定されてしまい、事業実施を断念せざるをえない。 ・ したがって、現行の貸与要件を見直し、再生可能エネルギーの普及に資するのであれば、電気以外のエネルギー供給事業（熱供給や蒸気供給等）であっても随意契約による貸付を認めるべきである。
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<p>【林野庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算決算及び会計令第 99 条第 21 号（公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。）の規定を適用させて、随意契約により国有林野を貸付しようとする場合は、同令第 102 条の 4 の規定によりその都度財務省との協議が必要となる。（財務省と包括的に協議が整っている事案は除く。） ・ この協議は、事業計画等の具体的な貸付の内容をもって、個別の事案について行うものであり、民間事業者が行う再生可能エネルギーの普及に資する電気以外のエネルギー供給事業（熱

		<p>供給や蒸気供給等)の用に供することを目的とした貸付について、協議の可能性が全て排除されるものではないと認識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> このため、民間事業者から事業計画等に基づく具体的な貸付の要望があれば、貸付の是非を検討し、貸し付けることとした場合に、財務省との協議を行うこととなる。 <p>【財務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国有林野を民間事業者に貸し付ける場合には、国有林野が国有財産法上の行政財産であることから、まずは、当該財産を管理する林野庁において当該財産を貸し付けることの是非について検討されるものと承知している。 財務省としては、林野庁において国有林野を民間事業者に貸し付けることとした場合において、それを随意契約により貸し付けるものとして林野庁から具体的な協議があった場合には、協議に預かることとなる。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>【林野庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別により対応可能
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> 地熱発電や風力発電といった再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成22年6月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。 さらに、国有林を含む国有財産の有効活用を図ることは、財政収入増加の観点からも検討の余

	<p>地があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地熱発電の事業実施形態としては、地熱発電の用に供する蒸気を生産する事業者と、その蒸気を利用して発電を行う発電事業者の独立した2社が共同スキームを組んで実施する方式があるが、この事業形態をとる場合、蒸気生産会社が必要とする土地の賃借料が30万円を超えれば、現行の貸付条件下では事業実施を行うことができず、計画を断念せざるを得ない場合がある。 ・ 低炭素社会の実現という新たな国民的課題が生じている中、再生可能エネルギーの導入促進の重要性を鑑み、「公共性・公益性」の基準を見直し、新たな判断基準を創設すべきである。 ・ また、地熱発電事業の特性を鑑み、地熱蒸気を地下から取り出し、発電事業者に販売する蒸気生産事業者についても、当該事業が発電事業者との共同スキームであることが明確である場合には、発電事業の一環と看做すことで当該事業に公共性・公益性を認めるべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付金額が30万円を超える場合、その事業に「公益性・公共性」が認められることが随意契約による貸付の前提条件となっているが、再生可能エネルギーに係る発電事業等に公益性を認めるという方向へ考え方を転換すべきである。 ・ 地熱発電の用に供する蒸気生産事業者と、その蒸気を利用する発電事業者の独立した2社が共同スキームを組んで実施する方式は、現行稼働している地熱発電所の6割が該当している。この事業形態をとる場合、蒸気生産会社が必要とする土地の賃借料が30万円（2haに相当）を超えれば、現行の貸付条件下では事業実施を行うことができない。（なお、蒸気と発電を分割して実施する事業形態での既存施設のうち、

	<p>蒸気生産に係る敷地が2 ha 以内のものは1箇所のみ)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電源開発促進法が廃止されるまでは、発電用に蒸気を供給する事業者にも国有林の貸付が認められてきたが、現在は、当該事業の運営に必要な広さの国有林を借用することが実質的に不可能となっている。過去に貸付けを認められていた事業形態が、国の制度変更の都合で認められなくなり、結果として新たな事業展開が阻害されていることは不合理である。 ・ 仮に民間事業者への国有林の貸付が財務省との個別協議に委ねられるとしても、どういう場合であれば貸付が認められるのかが明らかでなければ、予見可能性に欠ける。風力発電や地熱発電等においては、調査や環境アセスに多額のコストがかかるが、最終的な国有林貸付手続きの段階で貸付が認められる要件が明らかでなければ、その事業リスクは極めて高い。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーの普及に資するのであれば、電気以外のエネルギー供給事業（熱供給や蒸気供給等）であっても事業の主体によらず、その事業に公共性・公益性を認める方向で現行の貸与要件を見直すとともに、貸付が認められる場合について明確化すべきである。＜平成23年度中措置＞

【グリーンイノベーション ⑤】

事項名	保安林における許可要件・基準の見直し
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林内に発電設備を設置する場合、「保安林の指定解除」または「保安林内作業許可」のいずれかの手続きが必要となる。 <p>＜根拠法令＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法第 26 条第 1 項及び第 2 項、26 条の 2 第 1 項及び第 2 項、34 条第 2 項
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林内作業許可における「保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合」の判断が自治体毎に統一されていないため、作業許可で設置可能な場合もあれば保安林指定解除を求められる場合がある。 ・ また、保安林内における発電設備の設置にあたって、保安林の指定解除を行う場合の要件として、「指定理由の消滅」又は「公益上の理由の発生」を証明する必要がある。「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準」においては、「公益上の理由」が適用される場合を土地収用法による収用の場合等に限定されているため、土地収用法に規定される電気事業者以外の民間の発電事業者は「指定理由の消滅」を証明するために、地点選定に係る様々な資料の提出（地域内での風況や経済性比較等）が求められる。 ・ 水源涵養等公益的機能を有するとされる保安林の指定が近年増加傾向にある中、保安林の指定解除は極めて限定的であり、再生可能エネルギーの開発が非常に困難な状況となっている。 ・ したがって、保安林の指定目的や指定状況を再精査するとともに、再生可能エネルギーであればその事業に公益性を認め、保安林指定解除要件を見直すべきである。また、保安林を再生可能エネルギー発電設備に供する場合の許可要件（保安林内作業許可及び保安林指定解除手続

	き)に係るガイドラインを策定すべきである。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林内における作業許可に係る事務は、都道府県に対する法定受託事務であり、国が定める処理基準に基づいて適正に実施されるものであることから、統一性は維持されていると考える。また、保安林は、国土の保全を期するという公益の確保を目的として指定されている重要性に鑑みて、指定の解除に当たっては、公益性が失われることのないよう厳格に審査することが重要である。 ・ 特に、御指摘の「公益上の理由」による解除については、森林を保安林として存続させてその機能を発揮させるという必要性和、その森林を他に転用することの必要性を比較衡量して、後者の方の公益性がより大である場合に限り行うものであり、他に転用する場合の公益をより厳格に捉えなければ、保安林の保全機能により保持される公益を犠牲にすることにつながりかねない。こうした点に留意して、制度の運用としては、憲法上保障された私有財産権に配慮しつつ、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用」を特定している土地収用法及び同様に法令に同種の根拠を置く事業の場合に限定して「公益上の理由」による解除の対象を厳格に運用することとしている。 ・ 仮に、特に法令に根拠を持たないものについても、「公益上の理由」による解除を対象とすることになれば、法令に基づき保安林の保全機能を保持するとした公益との関係において法的安定性を失うのみならず、際限なく解除の可能性を広げることにつながり、保安林の保全機能により保持される公益を徒に犠牲にすることとなり、特に環境問題が多様化・高度化する中で、現実的ではないと考えている。

	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保安林における作業許可や指定の解除については、森林法第 25 条第 1 項に規定する指定の目的に照らして判断されるものであり、特段の法令の根拠なく再生可能エネルギーであることのみに着目した規制の緩和を行うことは、保安林の指定の目的である地域住民の生活に密接に関連する国土の保全、水資源のかん養等保安林の公益目的の保全に支障を来すおそれがある。
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> 地熱発電や風力発電といった再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成 22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。 保安林は日本の森林の約 5 割（国土面積の約 3 割）を占めるが、その山稜部分は風況も良く、かつ、住居からも離れているため、風力発電設備の設置に適している場合が多い。また、地熱発電に係る有望地域も存在する。適切な場所を選定し、発電設備設置が柔軟に認められるようになれば、更なる再生可能エネルギーの導入促進が期待される。 また、海岸線沿いの飛砂防備保安林への風力発電設置により、街の観光シンボルとなっている事例もあり、地域活性化にも貢献できる。 しかしながら、保安林内に発電設備を設置する場合、保安林内作業許可における「保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合」の判断が自治体毎に統一されていない。 また、作業許可で設置可能な場合や保安林指定

	<p>解除を要する場合があります、手続きのプロセスについて明確化を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、保安林の指定解除を行う場合の要件として、「指定理由の消滅」又は「公益上の理由の発生」を証明する必要があるが、「公益上の理由」が適用される場合を土地収用法による収用の場合等に運用通達上限定しているため、土地収用法に規定される電気事業法上の電気事業に従事しない民間の発電事業者はこれを理由に解除を求めることができない。これに関し、再生可能エネルギーは低炭素化や長期的なエネルギーの安定供給（エネルギー自給率の向上）に資するものであり、保安林の有する公益的機能とも比較衡量しうるものである。また、発電設備は、電気事業法上の保安規制等でも位置づけられており、法的根拠は存在している。 ・ 現状では、電気事業に従事しない民間の発電事業者は「指定理由の消滅」により、保安林解除申請を行うこととなるが、その際、その地点でしか開発できないことを示す様々な資料の提出（地域内又は日本全国での風況や経済性比較等）が求められている。電気事業制度上、自由化されている発電市場において許可条件が異なることは発電事業者間の競争上も問題があるといえる。 ・ こうした状況や低炭素社会の実現という新たな国民的課題が生じている点を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進の重要性を鑑み、再生可能エネルギー設備設置に係る新たな判断基準を創設すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧規制改革会議における平成 20 年ヒアリングにおいて「保安林の指定は財産権の制約を伴うことから必要最小限度の面積としている」という回答を得ているが、森林の半数が保安林指定を受け、保安林整備臨時特措法失効後も年々増加傾向にあることを鑑みると、再度保安林の指

	<p>定目的や選定基準について見直しを行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水源涵養機能を有している保安林であっても、適切に整備が行われなかったことによって、必ずしもその機能が発揮されているとは言い難い場合もある。また、海岸線の第1級保安林であっても、虫害などによって飛砂防備の保安林機能を有していない地点も存在し、風力発電等の設置によってむしろ機能が回復するという指摘もある中、保安林の現状に係る実態把握と整理が必要である。 ・ 指定解除の申請にあたっては、好風況地点で土地の改変が少ないといった説明を行うが、当該地点でしか開発ができないという不存在の証明のため、近隣の複数県においても当該地点以外に適地が存在しないという調査を求められ、許可が長期化した事例もある。 ・ 保安林指定解除に際し、代替機能を有する施設設置を行うことで指定理由が消滅すると考えられる場合であっても、保安林解除が認められない場合もある。 ・ 風力発電に関しては、系統連系上の量的制約もある。また、今後、環境アセス法に基づいた法的手続きの導入が予定されている。当該プロセスには相当の負担を要することからも、設備設置に係る手続きを簡素化したとしても、保安林の公益的機能を大きく損ねるほどの乱開発に繋がることは想定しがたい。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林の指定目的や指定状況を再精査するとともに、再生可能エネルギー導入の重要性を鑑み、再生可能エネルギー設備であれば事業主体によらず設置を柔軟に認める方向で、保安林指定解除要件を見直すべきである。〈平成23年度中措置〉 ・ その上で、保安林を再生可能エネルギー発電設備に供する場合の許可要件（保安林内作業許可

	<p>及び保安林指定解除手続き)に係るガイドラインを策定すべきである。〈平成 23 年度中措置〉</p> <ul style="list-style-type: none">・ 風力発電については、環境アセス法の手続きも導入が予定されているが、保安林における許可要件との重複がないよう、調整を図るべきである。〈平成 23 年度中措置〉
--	---

【グリーンイノベーション ⑥】

事項名	農地における開発許可の見直し①	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種農地の転用は公益性がある等、相当の理由がないと認められない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法第5条 ・ 農地法施行令第18条 ・ 農地法施行規則第35条、37条 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種農地の転用が認められる「相当の理由」に該当する「公益性の高いと認められる事業」として、土地収用法の対象事業が挙げられており、この対象とならない民間の発電事業者による再生可能エネルギーの円滑な導入が阻害されている。 ・ また、「相当の理由」に該当する「特別の立地条件を必要とする」事業のうち、従来は「土石その他の資源の採取」として発電設備設置のための農地転用が認められていたが、国の見解によって当該解釈が認められなくなったという指摘もある。 ・ したがって、再生可能エネルギーであればその事業に公益性を認め、許可要件の見直しを図るべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種農地は、原則として転用を許可することができないが、土地収用法第3条に規定する公益性が高いと認められる事業の用に供される場合等には、例外的に許可することができることとされている。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地収用法第3条第17号の電気事業法に係る事業を営もうとする者は、電気事業法第3条第1項に基づき経済産業大臣の許可を受けなければならないこととされている。 ・ したがって、御提案の民間の発電事業者が、電気事業法第3条第1項に基づく許可を受けた場合には、御提案の再生可能エネルギー関連の設備を第1種農地に設置することは可能である。
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成22年6月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。 ・ 農地については、道路も整備されており、風況が良いなど、風力発電設備の立地に適している場合が多い。また、日照の関係上太陽光発電に係る有望地域も多く存在しており、適切な場所に設置することで、更なる再生可能エネルギーの導入が期待できる。 ・ 第一種農地の中には耕作放棄地も少なくなく、例えば、農地として利用することが不可能な土地を活用することで、作業道等の整備による利便性向上や観光客の到来によって地元農家による売店の売上向上など、地域資源を活用した新たな農産物育成に貢献することも可能である。 ・ 第一種農地の転用は公益性がある等、相当の理由がないと認められないが、「相当の理由」に該当する「公益性の高いと認められる事業」として、土地収用法の対象事業が挙げられており、この対象とならない民間の発電事業者による再生可能エネルギーの円滑な導入が阻害さ

	<p>れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法上の公益性を判断するにあたり、土地収用法第3条の対象に該当するか否かは絶対条件ではないはずである。 ・ また、「相当の理由」に該当する「特別の立地条件を必要とする」事業のうち、従来は「土石その他の資源の採取」として発電設備設置のための農地転用が認められていたが、特段の説明もなく解釈変更により認められなくなったという指摘もあり、発電事業者の事業実施に際しての障害となっている。 ・ 電気事業制度上、発電市場は自由化されており、発電事業者間の競争上も許可条件が異なることは問題がある。また、農地転用許可を受けるために電気事業法上の許可を求めるとするのは本末転倒である。 ・ こうした状況や低炭素社会の実現という新たな国民的課題が生じている点を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進の重要性を鑑み、再生可能エネルギー設備の設置許可について、新たな判断基準を創設すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は、公益性を有するとされる電気事業者が100%出資する子会社による発電事業であって、資金面や人的対応において実質的に卸電気事業者が実施する場合であっても、その公益性が認められず、柔軟な事業経営が阻害されてしまっている。 ・ 「特別の立地条件を必要とする」事業として現行法上規定される流通業務施設、休憩所、給油所には特別の立地条件が必要である理由が不明であるという指摘もある一方で、再生可能エネルギーの導入のみならず、農業に必要な選果場や車両の駐車スペースの確保も困難であるという意見もあり、要件の見直しを行うべきである。 ・ 農林水産省がスマートビレッジプロジェクト

	<p>で掲げる農村における地産地消という観点から再生可能エネルギーによる自給体制を進めていく中で、再生可能エネルギー発電事業等にも公益性を認めるべきである。</p>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー導入の重要性を鑑み、再生可能エネルギー設備であれば、事業主体によらず、農業経営条件が悪いため、耕作放棄されているなどの農地を中心に設置を柔軟に認める方向で、許可のあり方を見直すべきである。＜平成 23 年度中措置＞

【グリーンイノベーション ⑦】

事項名	農地における開発許可の見直し②	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者が送電用電気工作物等を設置する場合は農地転用許可が不要である。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法第5条第1項第7号 ・ 農地法施行規則第53条第11号 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者が送電設備を設置する場合には農地転用許可が不要とされている一方で、その他の発電事業者による設置には許可が必要であるのは、合理性に欠けている。電気事業制度上、発電市場は自由化されており、発電事業者間の競争上も送電設備に係る許可条件が異なることは問題があると言わざるを得ない。 ・ したがって、再生可能エネルギー施設であれば、事業主体によらずその事業に公益性を認め、許可要件の見直しを行うべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地収用法第3条第17号に規定され、公益性が高い収用対象事業となっている「電気事業法による一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物」に関する事業のうち、電柱等の送電用電気工作物等の設置に係る事業については、道路沿いの農地等を利用して電柱等を設置し電線を通じて送電することが一般的であり、この場合、立地選定に代替性の余地がなく、かつ、農地を大規模に転用する

		<p>ことが想定されず周辺農地への影響が少ないことから許可不要としているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同号に規定する一般電気事業等を行う者は、電気事業法第3条第1項に基づき経済産業大臣の許可を受けなければならないこととされている。 ・ 一方、一般電気事業等以外の電気事業法第2条第7号に規定する特定規模電気事業（同法第16条の2に規定する届出のみで営業が可能）や自家用の発電等については、特定の需要先のみ電気を供給する事業であることから、土地収用法第3条に規定する収用対象事業とはされておらず、転用許可対象事業である一般電気事業者等と同様に取り扱うことは困難である。
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成22年6月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。 ・ 優良農地の確保は重要であるが、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者が送電設備を設置する場合には農地転用許可が不要とされている一方で、その他の発電事業者による設置には許可が必要とされており、合理性に欠けている。 ・ 電気事業分野では規制改革が進み、特定規模電気事業者は、自由化された小売市場において、不特定の需要先に電気の供給を行っている（自ら送電線を敷設して販売することも可能）。また、災害時等非常時における供給命令の対象となっている等の点から、他の電気事業と同様、電気事業法においては公益特権の対象となっている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ また、電気事業制度上、発電市場は自由化されており、発電事業者間の競争上も許可条件が異なることは問題がある。農地法上の公益性を判断するにあたり、土地収用法第3条の対象に該当するか否かは絶対条件ではないはずであり、実態を踏まえた見直しを行うべきである。 ・ こうした状況や低炭素社会の実現という新たな国民的課題が生じている点を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進の重要性を鑑み、再生可能エネルギー設備の開発許可に係る新たな判断基準を創設すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優良農地の確保は重要であるが、電気事業制度上、発電市場は自由化されているにもかかわらず、許可条件が異なることで、手続きの長期化とコスト増に繋がっており、発電事業者間の競争上も問題がある。 ・ 民間の発電事業者であっても、発電設備から系統に繋ぐまでの鉄塔等の送電設備を構築する必要があり、その際、第1種農地を利用せざるを得ない場合がある。 ・ この場合、立地選定に代替性の余地がなく、かつ、農地を大規模に転用することが想定されず周辺農地への影響が少ないという点については、設置する発電事業者によらず同一である。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー導入の重要性を鑑み、再生可能エネルギー設備であれば、事業主体によらず、設置を柔軟に認める方向で許可のあり方を見直すべきである。〈平成23年度中措置〉

【グリーンイノベーション ⑧】

事項名	農用地区域内における開発許可の柔軟化	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地区域からの除外手続きについて、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者が事業に供する電気工作物を設置または管理する場合は、発電の用に供する場合を除き届出で可能である。 <p>＜根拠法令＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興地域の整備に関する法律第 11 条、13 条、15 条の 2 第 1 項第 6 号 ・ 同法施行規則第 37 条 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地区域内の農地を転用するためには、当該区域から除外するための手続きが必要（市町村長による農業振興地域整備計画の変更手続き等）であり、地権者・森林組合・農業協同組合等の関係者の同意が求められるため、手続きに時間を要している。一方で、一般電気事業者等が事業に供する電気工作物を設置または管理する場合は、発電の用に供する場合を除き、当該手続きが届出で可となっており、不合理である。 ・ したがって、再生可能エネルギーであればその事業に公益性を認め、許可要件の見直しを図るべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「電気事業法に基づく一般電気事業者、卸電気事業者及び特定電気事業者が行う電気事業の用に供する電気工作物」等の土地収用法に規定され公益性が高いと認められる対象事業であ

		<p>って、立地選定の余地がなく、農業上の利用や農業施策等への支障が少ないと認められる電線等の設置又は管理に係る行為については、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものとして、農用区域内の農地等における開発許可を不要としているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ このため、御提案のように、再生可能エネルギーに係る事業であることのみをもって、電気事業法等における位置付けにかかわらず、また、立地選定の適否を問うことなく農用区域内の農地等における開発許可を不要とすることは困難である。 ・ なお、開発許可不要の行為についても、農用地等以外の用途に供するものとして、農振整備計画を変更し農用区域から除外することが必要である。 (開発許可が不要な行為の届出については、農用区域内の農地等の管理上、地方公共団体が必要と認めて求めているものと考えられる。)
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成 22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。 ・ 農用区域内の農地を転用するためには、当該区域から除外するための手続きが必要であり、地権者・森林組合・農業協同組合等の関係者の同意が求められるため、手続きに時間を要している。 ・ 一方で、一般電気事業者等が事業に供する電気工作物を設置または管理する場合は、発電の用

	<p>に供する場合を除き、当該手続きが不要となっており、不合理である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業分野では規制改革が進み、特定規模電気事業者は、自由化された小売市場において、不特定の需要先に電気の供給を行っている（自ら送電線を敷設して販売することも可能）。また、災害時等非常時における供給命令の対象となっている等の点から、他の電気事業者と同様、電気事業法においては公益特権の対象となっている。 ・ 電気事業制度上、発電市場は自由化されており、発電事業者間の競争上も許可条件が異なることは問題がある。農振法上の公益性を判断するにあたり、土地収用法第3条の対象に該当するか否かは絶対条件ではないはずであり、実態を踏まえた見直しを行うべきである。 ・ こうした状況や低炭素社会の実現という新たな国民的課題が生じている点を踏まえ、再生可能エネルギー導入の重要性を鑑み、「公益性」の基準を見直し、再生可能エネルギー設備の開発許可に係る新たな判断基準を創設すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地区域内から農用地区域外にするための農業振興地域整備計画の変更には、30日間の縦覧等を含む一連の手続きで半年近くを要し、その上で農地転用手続きが必要となるため、届出と比較して事業実施までの期間長期化に伴うコスト増を招いている。 ・ 発電事業者であっても発電設備から系統に繋ぐまでの鉄塔等の送電設備を構築する必要があり、その際、農用地区域の農地を利用せざるを得ない場合がある。 ・ この場合、立地選定に代替性の余地がなく、農業上の利用や農業施策等への支障が少ないと認められるという点については、設置する発電事業者によらず同一である。

改革案

- ・ 再生可能エネルギー導入の重要性を鑑み、再生可能エネルギー設備であれば、事業主体によらず、設置を柔軟に認める方向で許可のあり方を見直すべきである。〈平成 23 年度中措置〉

【グリーンイノベーション ⑨】

<p>事項名</p>	<p>農地法面を利活用した太陽光発電設備設置に係る基準の見直し</p>	
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農用区域内の農地に売電目的で太陽光発電設備を設置する場合、農用区域内の土地を農用区域から除外するための農用区域の変更及び農地転用の許可が必要である。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2 ・ 農地法第4条、5条 	
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農村地域の農地に占める畦畔率は高く、太陽光パネル設置による未利用地の活用が期待できるが、農用区域からの除外や農地転用手続きに時間や事務コストを要することから、利活用が進んでいない。 ・ したがって、農地の有効活用の観点から、未利用地である畦畔法面部分であれば太陽光発電設備の設置にあたって農地転用の許可を不要とするべきである。 	
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の畦畔・法面については、耕作の用に供されている土地（本地）のたん水機能等を維持・管理するために必要不可欠なものであることから、農地法における農地と判断されているところである。 ・ また、農地法では、農地の区画及び形質に変更を加えて住宅等の用地にする行為等は、農地を農地以外のものにするものとして、第4条及び第5条に規定する都道府県知事等の農地転用の許可を要することとされている。

		<ul style="list-style-type: none"> 御提案の畦畔・法面への太陽光発電設備の設置については、農地の耕作、維持・管理に支障が及ぶ可能性があるため、一律に農地転用の許可を不要とすることは困難であるものの、当該設備の形態や設置の方法等によっては、農地の区画及び形質に変更を加えたとまでは認められず（畦畔のたん水機能を損なわない）、農地転用許可が不要とされる場合も考えられることから、個別の当該設備の設置に係る事業計画ごとに本地及び畦畔・法面への影響について農地転用許可権者（地方公共団体や農業委員会）に相談して頂く必要がある。 なお、当該設備の設置の実態等について調査・検討の上、必要に応じ、農地転用許可権者が、当該設備の設置に当たって農地転用許可が必要か否かについて判断する際の基準となるような通知の発出も検討したい。
改革事項に対する基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> 農村地域の農地に占める畦畔率は高く、日照条件が良好な場所が多いことから、太陽光発電設備設置による未利用地の活用が期待できるが、農用区域からの除外や農地転用手続きに時間や事務コストを要することから、利活用が進んでいない。 農村地域の農地の畦畔においては、農業従事者の高齢化に伴う草刈等の管理が負担となっており、太陽光発電設備の設置によって再生可能エネルギーの導入が促進されるとともに、大幅な管理コストの削減が期待できる。 したがって、中山間地域の希少な土地である、畦畔・法面を太陽光発電用地として利用可能とすることにより、従来は不利とされていた地形条件を有効に活用し、農村での再生可能エネルギー導入促進と農家経済の増大を図るべきである。
具体例、経済効果等		<ul style="list-style-type: none"> 農村地域の農地は、日当たりは良いが農地に占める畦畔率も高く、農業従事者の高齢化に伴う

	<p>草刈等の管理が負担となっている。法面の管理費用は平坦地と比較して作業時間で1.5倍、費用負担でも2倍近い負担となっていることから、太陽光発電設備の設置によって、大幅な管理コストの削減が図れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば畦畔 100 m²を利用し、10Kw の太陽光発電設備を設置した場合、年間 10,500kwh・252千円の売電収入を得ることができる（非住宅用高圧・太陽光発電設備単独設置 24 円/kw で計算）。 <p>また、現在の畦畔管理コストについては、水田 30a の作業試算で、10a あたり 17,173 円、平坦地 8,720 円という試算結果もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地転用を行うことなく、畦畔への太陽光発電設備設置が認められている事例もある。 ・ 現在は発電の農業利用（ハウスやモーターでの利用等）以外での利用が認められないなど、未利用地の有効活用が阻害されてしまっている。
改革案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の有効活用の観点から、未利用地である畦畔・法面部分であれば太陽光発電設備の設置にあたって、農地転用の要否及び、転用許可の要否に係る判断基準を明確化し、関係者へ周知徹底を行うべきである。＜平成 23 年度中措置＞

【グリーンイノベーション ⑩】

<p>事項名</p>	<p>補助金返還義務の見直し</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<p>補助金対象事業に係る目的外利用や収益納付について、以下の「できる」規定が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件等に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 <p>この場合、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業等の完了により補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、補助金交付の目的に反しない限り、補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条、17条、第18条
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金適正化法は、補助金の交付申請や決定等に関する基本的事項等を規定したものであり、収益納付等の補助条件の付与、補助金の他用途への使用による補助金の返還について、「できる」といった規定を置いている。これを踏まえ、環境技術開発や間伐事業等の環境関連補助金をはじめとする補助金交付要綱においても、収益納付や他用途への使用に係る補助金返還規定が置かれている。しかし、これが実質的には補助金の返還等の義務規定として機能しているという実態があるため、事業者等からは、補助金により取得又は整備した用地等の有効利用が妨げられたり、交付を受けた補助金額を貸借対照表上の預かり金として処理せざるを得ないために補助金本来の効果が減殺されたり

	<p>しているとの指摘が寄せられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ したがって、補助金適正化法を所管する財務省においては、あくまで、収益納付等の補助条件の付与や補助金の返還は法律上「できる」規定であり、補助の目的や事業の性質によっては収益納付を課す必要がないこと及び補助の目的が損なわれない範囲であれば補助金返還を求める必要がないこと等について明確化するとともに、一定のルールに基づき、各省庁が独自の判断で交付要綱の内容を定めることができるようにするべきである。
<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>担当府省の回答</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金適正化法は、補助金所管省庁が、補助金の交付に付随して条件を附することができる旨や、補助金の他用途使用や補助条件違反があった場合には、補助金の交付の決定を取り消すことができ、また、取消に係る部分についての返還を命じなければならない旨を規定しています。 ・ 税金の有効活用を図る観点から、各省庁においては、補助金が公正かつ効率的に使用されるよう、補助事業者に補助条件を附し、補助金により取得した財産が有効活用されるよう配慮するとともに、他用途使用や条件違反といった補助の目的に照らし、不適正な事案に対しては、その事案の内容に応じて交付決定を取り消すなどしています。 ・ 財務省としては、各省庁は、これまでも、補助事業の性格や補助の目的を踏まえて、交付要綱等を定めるとともに、不適正な事案の内容に応じて交付決定の取消の要否を判断しているものと承知しており、このたびの要望については、既実現されているものと考えられます。 ・ なお、具体の事案に照らし補助条件を付さないこととすること等は、各省庁が当該補助事業の性格や補助の目的を踏まえて、引き続き個別具体的に適切な判断をすべきものと考えられます。

	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金適正化法に基づき、環境技術開発や間伐事業等の環境関連補助金をはじめとする補助金交付要綱において、収益納付や他用途への使用に係る補助金返還に係る規定が定められている。 ・ しかしながら、実質的には当該規定が補助金の返還等の義務規定として機能し、補助金により取得又は整備した用地等の有効利用が妨げられたり、交付を受けた補助金額を貸借対照表上の預かり金として処理せざるを得ないことから、補助金本来の効果が減殺されてしまっている。 ・ 圃場整備事業や森林の間伐事業等、過去に補助金の対象となった用地であっても、発電設備の設置等による利用が一部である場合や既に休耕地等になっており、合理的であると判断される場合については、補助金を返還することなく利用を認めるべきである。 ・ 環境技術開発等に係る補助事業については、国際競争力強化のためのコスト削減の原資として補助金を最大限有効活用できるよう、収益納付が必要な条件は限定的なものとするべきである。 ・ 特に、産業発展や雇用創出のために交付する補助金については、当該補助金の交付によって将来的に収益が発生し、補助対象企業の成功が産業全体の成長へ波及する効果こそが補助金交付の成果であり、雇用創出等の効果によって公益への貢献も認められることから、収益納付を

	<p>義務づけなくとも、公益と私益のバランスを失うものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ したがって、補助の目的や事業の性質によっては収益納付を課す必要がないこと及び補助の目的が損なわれない範囲であれば補助金返還を求める必要がないこと等について、合理的な判断で補助金が適正に運用されるよう留意しつつ、一定ルールを明確にするべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーの発電設備設置に係る土地所有者等との協議において、補助金返還の可能性が生じた場合には、当該手続きを回避すべく、別の土地を探すよう促される場合や事業計画事態を断念せざるを得ない場合がある。 ・ 森林組合等による間伐補助事業の場合、補助金返還による開発許可すら認められない場合もある（規定期間は開発そのものが不可能とされる）。 ・ 返還の可能性を有する補助金については、バランスシートの預り金として計上されることで、収益納付期間終了まで内部留保として扱う必要が生じてしまうという指摘もある。メガソーラー開発や蓄電池等、今後の成長が見込める分野において、国際競争力強化のための補助金が預り金として処理せざるを得なくなると、無利子融資を受けていることと同じ状態となり、補助金を直ちに有効活用することができない。 ・ 収益納付があるため補助金申請を断念する企業も存在し、補助金の本来の目的である雇用創出・地域活性化に繋がらない場合もある。 ・ 補助金返還や収益納付規定は交付要綱上で義務化されている場合もあるが、「できる」規定であっても運用上は義務が課せられている実態があるという指摘がある。また、財務省との関係で、交付要綱上、当該規定を盛り込まない対応は認められないという指摘もある。 ・ 補助金返還や収益納付が交付要綱上「できる」

	<p>規定であったとしても、返還命令や収益納付命令を出さなくてよい場合が明確化されていなければ、補助金執行担当には交付要綱を厳格に運用して命令を出すインセンティブが生じる。</p>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁間において、①収益納付等の補助条件の付与や他用途使用等の場合の補助金の返還命令は、補助金適正化法上「できる」規定に基づくものであり、補助の目的や事業の性質によっては収益納付を課す必要がないこと及び補助の目的が損なわれない範囲であれば補助金返還を求める必要がないこと、②交付要綱は各省庁が財務省に協議することなく独自の判断で定めるという原則の下、各省庁が独自の判断で交付要綱に収益納付規定を設けない或いは補助金返還を求めないとすることができること、について改めて確認すべきである。＜平成 22 年度中措置＞ ・ 各省庁においては、収益納付や返還義務に係る運用実態を把握し、現在の予算執行状況が適切かどうか、例えば、雇用創出を目的として交付する補助金において収益納付を求めることにより、かえって補助金の本来の目的の達成を阻害していないかどうかを見直し、上記の解釈に則って、各省庁が執行している補助金交付要綱中の収益納付や補助金返還規定の要否を検討し、その結果に基づいて必要な措置をとるべきである。また、省庁横断的に補助金の適正な執行と運用を確保するため、関係省庁間にて、当該検討結果について情報の共有を図るべきである。＜平成 23 年度中措置＞

【グリーンイノベーション ⑪】

事項名	市街化調整区域における風力発電機付随設備に係る設置許可の柔軟化
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街化調整区域における建築物等の建築は都道府県知事の許可が必要である一方で、風力発電機の設置については許可が不要となっている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法第 29 条、34 条 ・ 都市計画法施行令第 21 条第 14 号
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街化調整区域における建築物等の建築は都道府県知事の許可が必要である一方で、風力発電機の設置については許可が不要となっている。 ・ しかしながら、風力発電機に付随する管理棟・変電設備等が建築物と看做されるため、結果として風力発電の設置が認められない場合がある。したがって、風力発電機に付随する設備であれば、許可不要である旨明確化すべきである。
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>1. 現行制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法第 29 条第 1 項の規定により、都市計画区域又は準都市計画区域内において、建築基準法第 2 条第 1 号に定める建築物又は都市計画法第 4 条第 1 1 号に定める特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（以下、「開発行為」という。）をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならないこととしている。 ・ また、都市計画法第 29 条第 1 項ただし書、同項第 3 号及び同法施行令第 21 条において、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保していく上で必要不可欠であって、適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物を定めている。同法施行令第 21 条第 14 号により、電

		<p>電気事業法第2条第1項第9号に規定する電気事業のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 一般電気事業（同項第1号：一般の需要に応じ電気を供給する義務あり） ➤ 卸電気事業（同項第3号：一般電気事業者によるその一般電気事業の用に供するための電気を供給する義務あり） ➤ 特定電気事業（同項第5号：特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する義務あり） <p>の用に供する同項第16号に規定する電気工作物を設置する施設である建築物については、公益上必要不可欠な建築物として開発許可が不要としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一方、同項第7号に規定する特定規模電気事業の用に供する同項第16号に規定する電気工作物を設置する施設である建築物については、一定規模の電気需要者へ電気を供給するものであり、法令上の供給義務がなく、一般電気事業、卸電気事業及び特定電気事業とその公益性に差が存することから、許可不要とはされていない。 <p>2. 風力発電機及びその附属設備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電機については、建築基準法第2条第1号に定める建築物又は都市計画法第4条第11号に定める特定工作物にあたらなため、開発許可の対象ではない。 ・ また、風力発電機に附属する施設については、当該施設が、都市計画法施行令第21条第14号の規定に該当する場合は、開発許可が不要である。 ・ 風力発電機に附属する施設が、都市計画法施行令第21条第14号の規定に該当しない場合は、都市計画法第34条第14号の規定により、当該施設に係る開発行為が、開発区域の周
--	--	---

		<p>辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当であるかどうかについて、開発審査会の議を経て都道府県知事が個別に判断することとしている。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電機の付属設備であればすべからく許可不要とする場合、都市計画法施行令第21条第14号において、事業の公益性・公共性の観点から、開発許可が不要な施設を限定していることと齟齬が生じるため。
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電等の再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成22年6月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。 ・ 市街化調整区域における風力発電機の設置については許可が不要となっているが、これに付随する管理棟や変電設備等は建築物に該当することから都道府県知事の許可が必要とされ、許可がおりない場合には、結果として風力発電事業が実施できない場合がある。 ・ こうした状況や低炭素社会の実現という新たな国民的課題が生じている点を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進の重要性を鑑み、風力発電機付随の管理棟・変電設備等については、一体的に発電設備と看做すことによって、開発許可を不要とすべきである。 ・ なお、電気事業分野では規制改革が進み、特定規模電気事業者は、自由化された小売市場において、不特定の需要先に電気の供給を行っている

	<p>る（自ら送電線を敷設して販売することも可能）。また、災害時等非常時における供給命令の対象となっている等の点から、他の電気事業と同様、電気事業法においては公益特権の対象となっている。</p>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電機の手続きが不要化されていることによる迅速な事業化などのメリットを最大限に発揮することができない。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー導入の重要性を鑑み、風力発電機に付随する施設であれば、許可不要である旨明確化すべきである。＜平成 23 年度中措置＞

【グリーンイノベーション ⑫】

<p>事項名</p>	<p>発電水利権許可手続きの合理化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規水力開発に伴って発生する減水区間に対しては、河川維持流量の放流が義務付けられている。河川維持流量は河川現況調査を実施し、河川管理者の審査を経て決定されるが、特に生息魚類に関する影響評価が重要とされている。 ・ 「正常流量検討の手引き（案）」「発電維持流量調査の手引き（案）」によると、生息魚類に関する影響評価においては、減水区間内の捕獲調査等によって他の魚種より流量を多く必要とする代表魚種を選定し、既往の知見に基づき必要な水深や流速を設定することが求められる。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川法第 23 条、24 条、26 条 ・ 河川法施行規則第 11 条
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模な水力発電に関しては、減水区間が短く、周辺環境に与える影響が小さいと判断される場合も多い。しかしながら、その他の案件同様、減水区間に対する維持流量決定のための河川現況調査等を行う必要があるため、特に生息魚類・動植物調査についての影響評価に多大な労力とコストを要している。 ・ したがって、周辺環境に与える影響度を規模要件等から明確化し、周辺環境に与える影響が小さいと判断される水力発電設備の設置については、河川影響調査の見直しにより、審査手続きの簡素化を図るべきである。また、水利権更新時においても、使用水量に変更のない単純更新の場合は、発電規模の大小に拘わらず、流量審査を省略する等手続きの簡素化を図るべきである。

担 当 府 省 の 回 答	上記改革の方向性への 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川法第 23 条に基づく水利使用許可を行う際には、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることがないこと等を確認する必要がある。具体的には「動植物の生息地又は生育地の状況」、「漁業」、「水質」、「景観」等の観点から維持流量を設定し、これに既得の水利権に係る水利流量を加えることで正常流量を設定し、これを超える流量について取水を許可できることとしている。 ・ 水利使用許可は、河川環境や水利使用等の状況は河川ごとに異なることから、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることがないかについて案件ごとに河川管理者が適切に判断する必要がある。このため、個々の水利使用について「周辺環境に与える影響度を規模要件等から明確化」することは困難であることから、ご提案のような審査手続の簡素化を図ることは適切ではない。 ・ また、発電の水利使用許可の更新は原則として 20 年ごとに行っており、更新に際して、使用水量の変更がない場合であっても、河川環境や地域住民の要望等の水利使用を取り巻く社会情勢が変化している場合があることから、河川管理者が改めて河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることがないかについて適切に判断する必要がある。このため、ご提案にある発電規模の大小にかかわらず流量審査を省略する等の審査手続の簡素化を図ることは適切ではない。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮に流量審査を省略する等の審査手続の簡素化をした場合には、河川管理者が予期しない形で河川環境に悪影響が生じる恐れがあるほか、漁業権者や既得の水利権者に損失が生じる恐

		<p>れがある。また、水利使用の許可更新時においては、河川環境の回復を願う多くの国民の期待を裏切ることになることが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、他の水利使用に従属する小規模な水力発電については、平成17年3月に水利使用許可手続に必要な申請書類の大幅な省略を可能としたほか、「小水力発電を行うための水利使用の許可申請ガイドブック」を平成22年3月に公表するなど、水利使用許可の申請者の負担軽減に努めてきたところである。
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重な水資源を有効活用し、再生可能エネルギーの導入拡大を推進するためにも、周辺環境に与える影響の度合い等、発電規模に応じた合理的な基準を定めることによって、小水力発電の円滑な普及促進を行うべきである。 ・ 小規模な水力発電に関しては、減水区間が短く、周辺環境に与える影響が小さいと判断される場合も多い。しかしながら、その他の案件同様、減水区間に対する維持流量決定のための河川現況調査等を行う必要があるため、特に生息魚類・動植物調査についての影響評価に多大な労力と時間とコストを要している。小水力発電の普及拡大に向けて、これらの調査等に係る手続きの簡素化を図るべきである。 ・ 発電ガイドライン対象外の水力発電施設については、使用水量に変化がない単純更新の場合、「期間更新」扱いとして流量審査等を行うことなく手続きを簡素化している例もある。発電ガイドライン対象の水力発電施設についても同様の扱いとするとともに、その取扱いについて明確化すべきである。 ・ 河川法施行規則第40条において添付図書を省略できる場合を「許可に係る行為が軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添付する必要がないと認められる場合」と規定しているが、許可担当者と許可申請事業者

	<p>との間で合理的な調査範囲等について適切に検討できるよう、この考え方を明確化すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省による再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査（平成 21 年度）において、中小水力発電の導入ポテンシャルは 80～1,500 万 kw と推計されており、許可の見直しによって、導入に係る期間とコストが削減され、更なる普及促進が期待できる。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持流量の決定にあたっては、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、動植物の保護（特に魚類）、流水の清潔の保持、流水の占用の 10 項目について調査検討を行う必要があるが、特に動植物の保護に係る生息魚類・動植物調査に 1 年以上の調査期間を要している。減水区間が短く周辺環境への影響が小さい場合や、使用水量に変化のない許可期間延長に係る単純更新の場合は、魚類の捕獲調査を行うことなく、既往文献調査や現地での聞き取りなどによって代替可能とすべきである。 ・ 更新時等において、10 項目のうち数項目に限定した調査で判定可能とされる場合がある一方、河川管理者の判断により魚類調査の対象魚種を合理的な理由無く変更され、再調査を余儀なくされる場合もある。当該調査には多大なコストを伴うことから、担当官の裁量の範囲を限定的にする方向で、統一かつ合理的な判断基準を国が示す必要がある。 ・ 水利権更新時の手続業務実態について、以下の報告もある。

	平均	最大
申請書提出～許可に 要した期間	4年6ヶ月	14年10ヶ月
資料作成時間	100人日	400人日
提出した資料総量	40cm	150cm
資料作の外注費用	4,500千円	15,000千円

- ・ 添付図書の簡素化について、現在は、許可担当者の裁量の幅が大きすぎるため、実態を鑑みると不合理もしくは過剰と思える調査内容であっても、事業者側は許可を得るために指示に従わざるを得ないという現状がある。
- ・ 単純更新時において、発電事業者から調査の簡素化が可能である旨許可担当者に説明、提案を行い、担当者からも全ての調査を実施する必要がないと理解が得られたとしても、簡単な調査で良いとする地元の同意なければ許可できないとされた事例もある。

改革案

- ・ 周辺環境に与える影響度を合理的な根拠に基づいて規模要件等から明確化した上で、周辺環境に与える影響が小さいと判断される水力発電設備の設置については、河川影響調査等の見直しにより、審査手続きの簡素化を図るとともに、当該根拠を公表すべきである。＜平成23年度中措置＞
- ・ 水利権更新時において、使用水量に変更のない単純更新の場合は、発電規模の大小に拘わらず、流量審査を省略する等手続きの簡素化を図るべきである。＜平成23年度中措置＞

【グリーンイノベーション ⑬】

<p>事項名</p>	<p>自然公園内における小水力発電設備設置に係る審査手続きの簡素化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園法において、改変面積が1ha 以上である場合には動植物調査等によって、申請に係る行為が当該行為の場所又はその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認するための環境影響評価を行う必要がある。 ・ また、改変面積が1ha 未満であっても、風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無の確認が必要という判断がなされたときについても同様の調査が求められる。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園法第20条第3項、21条第3項、22条第3項、33条第1項 ・ 自然公園法施行規則第10条第3項4項、11条
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園内に小水力発電設備を設置する場合には、河川法に基づく水利権許可に加えて自然公園法に基づく環境影響調査が求められる場合があるが、特に動植物調査（トラップ調査、植生調査など）については、1年半以上の調査期間を要するなど多大な労力が必要となっている。 ・ したがって、許可に係る当該調査の要否を判断する基準（「著しい環境影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認められたとき」）を明確にすべきである。また、河川法手続きの場合と同様、周辺環境に与える影響が小さいと判断される小規模な水力発電設置や既設設備を利用した発電設備の設置については、環境影響調査の見直しにより、審査手続きの簡素化を図るべきである。

担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園法施行規則第 10 条第 3 項に基づく当該調査の要否の判断は、改変面積が 1ha 未満であっても、例えば、河川において堰を設置することで長区間にわたって減水区間が生じることにより河川生態系に重大な影響を及ぼすおそれがあるなど、開発行為によって慎重な判断を要する場合もあることから、その行為の内容、開発により影響を及ぼすおそれのある自然環境の状況などをもとに、個別具体に行っているところである。 ・ なお、御指摘のような周辺環境に与える影響が小さいと判断される小規模な水力発電設置や既存設備を利用した発電設備の設置については、個別具体に当該調査を不要と判断する等、既に審査手続の簡素化に心がけているところである。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のとおり、個別具体の状況によってその対応は多種多様であることから、基準の設定は困難である。 ・ なお、当該調査は、文献調査と現地調査の組合せなどスクリーニングを十分に実施することにより、必ずしも 1 年半以上の調査を要するものではない。
改革事項に対する基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重な水資源を有効活用し、再生可能エネルギーの導入拡大を推進するためにも、周辺環境に与える影響の度合い等、発電規模に応じた合理的な基準を定めることによって、小水力発電の円滑な普及促進を行うべきである。 ・ 自然公園内に小水力発電設備を設置する場合には、河川法に基づく水利権許可に加えて自然公園法に基づく環境影響調査が求められる場合があるが、特に動植物調査（トラップ調査、植生調査など）については、1 年半以上の調査

	<p>期間を要するなど多大な労力が必要となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境保全の観点では重要であるが、自然公園法上の審査や運用基準の明確化を行うとともに、周辺環境に与える影響が小さいと判断される小規模な水力発電設置や既設設備を利用した発電設備の設置については、審査に係る調査の簡略化を行うことによって、手続きの迅速化を図るべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺環境に与える影響が小さいと判断される小規模な水力発電設置や既設設備を利用した発電設備の設置については、改変面積が1ha以上であっても、動植物調査を既往文献調査などで代替可能とするなど手続きの簡素化を図るべきである。 ・ 改変面積が1ha未満の場合に、「風致又は景観に著しい影響を及ぼす」判断基準が環境部局によって異なっており、審査や運用基準の明確化を図るべきである。 ・ 動植物調査は多大なコストを伴うことから、どのような場合であればどのような調査を行うべきなのか、裁量の範囲を限定的にする方向で明確化すべきである。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園法に基づく許可に係る環境影響調査の要否を合理的な根拠に基づいて判断する基準を明確にするとともに、当該根拠を公表すべきである。＜平成23年度中措置＞ ・ 周辺環境に与える影響が小さいと判断される小規模な水力発電設置や既設設備を利用した発電設備の設置については、既往の文献調査や聞き取り調査のみで可とするなど、環境影響調査の簡素化を行うことにより、審査手続きの迅速化を図るべきである。＜平成23年度中措置＞

【グリーンイノベーション ⑭】

事項名	小水力に係る従属発電に関する許可手続きの見直し	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電目的での水利利用の場合、河川法に基づく許可手続きが必要である。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川法第 23 条、24 条、26 条 ・ 河川法施行規則第 11 条 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小水力発電の設置について、農業用水の排水路など既許可水利権の許可水量の範囲内での従属発電は、河川の流量に新たな影響を与えないことから、既許可水利権者と協議を前提に許可手続きを届出で可とするなど、手続きの見直しを図るべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小水力発電に係る従属発電に関する許可手続きの簡素化は重要と考えている。 ・ このため、平成 17 年に必要申請書類の大幅な省略を可能とし、簡素化を行ったほか、平成 22 年 3 月には、「小水力発電を行うための水利使用の許可申請ガイドブック」を公表し、申請の簡便化を図っている。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本年開催された規制・制度分科会の第 1 クールでは、「小水力発電の導入円滑化」について、従属発電に係る許可手続きを届出制にすることも含めて議論した上で、「規制・制度に係る対処方針」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、下記の事項について平成 22 年度中に措置することとした。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 一定規模以下の小水力発電目的での従属発電による水利使用について、従属元の水利使用の処分権者が都道府県知事である場合、特定水利使用の対象外とする。 2. 慣行水利権に従属する小水力発電に関する水利使用の許可申請手続きについて、①許可水利権に切り替えた上で、簡素化された手続きを行う、②慣行水利権はそのまま、通常

		<p>の申請手続きを行う、のいずれかとすればよい旨、河川管理者等関係者へ通知する。</p> <p>3. 水利権の許可に係る標準処理期間は、行政手続法の施行に伴う通達において、既に国土交通大臣が行うものにあつては10ヶ月、各地方整備局が行うものにあつては5ヶ月を目安とする旨明示しているが、改めて周知する。当該期間を超過する場合には、これまでと同様に行政手続法に基づき申請者の求めに応じてその理由を周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> これを踏まえ、1. については、河川法施行令の改正等の作業を行っており、また2. 及び3. については、周知文書発出等の準備を行っているところである。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 従属発電に係る水利権の許可を届出制とすることは、第1クールで主張した通り、 <ul style="list-style-type: none"> (1) 公平な第三者（河川管理者）による、従属発電を行おうとする者が河川から特別の利益を受けることが適当な者であるか否かの判断がなされなくなる。 (2) 発電の水利使用は、できる限り多く取水したいというインセンティブが働きやすい特徴を有しており、従属発電の内容が従属元の水利権の許可の範囲内のものであるかについての河川管理者による審査・管理が行われないこととなると、不適正な取水により、他の水利使用者や河川環境に悪影響を及ぼすおそれがある。 (3) 不適正な発電水利権使用に対して、許可取消、停止などの適切な対応が困難となる。 などの理由から、適当でない。
	<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な水資源を有効活用し、再生可能エネルギーの導入拡大を推進するためにも、周辺環境に与える影響の度合い等、発電規模に応じた合理的な基準を定めることによって、小水力発電の

	<p>円滑な普及促進を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用水の水路など既許可水利権の許可水量の範囲内での従属発電について、申請手続きの簡素化は進んでいるが、許可制である以上、河川管理者との事前協議や許可申請に係る調査が必要となり、依然として小水力発電を実施しようとする事業者にとっての手続き面及びコスト面での負担が大きいという現状がある。 ・ 取水後であれば河川の流量に新たな影響を与えず、発電目的であれば最終的に放水する水量にも変化はないことから、水利使用者間での協議の結果、既に許可を得ている目的の達成に支障がないことの合意が得られた場合においては、許可手続きを不要とするべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利関係については、本来従属発電を行う者が従属元と私契約により権利関係を整理すべき事項であり、許可制を敷くことで担保するものではない。少なくとも、従属発電に伴い、新規の水利使用者が発生しない場合（すなわち既に許可を受けた水利使用者が従属発電を新たに行う場合）においては権利関係の問題は生じないと考えられる。 ・ 水利権の許可手続きに際しては、流量審査等専門的知識を有することから、既許可水利権者が更なるコストをかけて手続きを委託する場合もある。 ・ 農業用水の水路など、当初の水利使用目的を達成した水を利用する場合には、河川法上の手続きが不要化されているところであるが、そもそも取水後に発電目的で使用するのであれば河川の流量に新たな影響を与えないことから、水利使用者間での協議の結果、既に許可を得ている目的の達成に支障がないことの合意が得られた場合においては、当初の目的を達成する前での利用についても、手続きの見直しを図るべきである。

改革案	<ul style="list-style-type: none">・ 農業用水の水路など既許可水利権の許可水量の範囲内での従属発電設備の設置については河川の流量に新たな影響を与えないことから、既許可水利権者との協議を前提に許可手続きを届出で可とするなど、手続きの見直しを図るべきである。〈平成 23 年度中措置〉
-----	---

【グリーンイノベーション ⑮】

<p>事項名</p>	<p>ダム水路主任技術者の取扱いの見直し</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水力発電所においては、設備の工事、維持及び運用に係る保安の監督を行うため、一定要件においてダム水路主任技術者の選任が必要である。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法第 43 条、44 条 ・ 電気事業法施行規則第 52 条
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定規模以上の水力発電設備については、保安の監督を行うダム水路主任技術者を選任する必要があるが、その外部委託は認められていない。このため、新規に水力発電事業に参入しようとする小規模事業者等が、実務経験要件が必要な有資格者を確保することは困難な状況となっている。 ・ したがって、ダムを有する大規模水力発電所等と比較して、公衆や第三者に対するリスクが小さいと考えられる小水力発電所については、ダム水路主任技術者の外部委託を可能とすべきである。
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の要件を満たす自家用電気工作物（事業用電気工作物のうち、電気事業用以外のもの）の設置者は、保安管理業務を委託する契約につき経済産業大臣の承認を得ることで電気主任技術者の外部委託が可能である（既述）。 ・ 他方、ダム水路主任技術者については、その保安の監督対象である設備の特性から外部委託を認めていないものの、安全性の技術的検討を実施した結果、出力 200 kW 未満かつ最大使用水量 1 m³/s 未満等の一定の要件を満たす水力発電設備については、そもそもダム水路主任技術者の選任を不要とする見直しを実施することとしている。（下記、「見直し予定及びその内容」を参照。）

<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>小型の水力発電設備については、関係事業者等の要望を踏まえて審議会で技術的検討を行った結果、そもそも、ダム水路主任技術者の選任を不要とする結論を得た（平成22年3月31日小型発電設備規制検討WG報告書）。</p> <p>具体的には、以下の小型の水力発電設備については、ダム水路主任技術者の選任及び工事計画の届出を不要とすることとしている（平成22年度中に速やかに措置予定）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ダムを有さない出力200kW未満かつ最大使用水量1m³/s未満の水力発電設備 ・ 上下水道施設等の敷地内の水力発電設備 <p>この規制緩和により、今後開発の可能性がある農業用水路や砂防えん堤等の未利用落差を利用した小水力発電設備の大半において、ダム水路主任技術者の選任が不要となる。</p>
<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定規模以上の水力発電設備については、保安の監督を行うダム水路主任技術者を選任する必要があるが、その外部委託は認められていないため、新規に水力発電事業に参入しようとする小規模事業者等が、実務経験要件が必要な有資格者を確保することは困難な状況となっている。 ・ ダム水路主任技術者選任の要件緩和については、平成22年1月に小型発電設備規制検討ワーキンググループの報告書が取り纏められた通り、一定条件における選任不要化等の対応を早急に行うべきである。 ・ 加えて、当該対応を行ってもなお、ダム水路主任技術者の選任を必要とする規模の発電設備を有する事業者につき、有資格者の確保が困難な場合があることから、当該事業者が小水力発

	<p>電の適切な維持管理を行えるよう、ダム水路主任技術者の外部委託化を可能とするべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さらには、有資格者の増大のためにも、一定の講習等による免状交付を認めるなどの措置も検討するべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダム水路主任技術者選任の要件については、平成 22 年 1 月に小型発電設備規制検討ワーキンググループの報告書が取り纏められ、選任不要化の範囲の拡大が認められたところであるが、農村振興のために農業用水を活用した中小水力など、選任不要化の要件 200kw を超える場合もある。ダム水路主任技術者の有資格者は、電力会社や公営電気事業者などの一部の既存事業者に限られるという指摘もあり、特に農村での有資格者の確保が困難となっている。 ・ 同様に、未利用落差による水力発電で選任不要となる要件として、「発電施設が敷地内に設置されている」必要があるため、土地利用の関係で敷地外に発電設備を設置する際は選任が必要となる。 ・ ダム水路主任技術者は、学歴及び実務経験に応じて免状が交付されるため、土木工学に関する知識や実務経験を有する人材の確保が困難である。ノウハウのある既存の事業者による資格者派遣を可能とすることで、資格保有に要する期間を経ずに小水力発電の導入が可能となるとともに、新たなビジネスモデルの創出にも繋がる。 ・ 自家用電気工作物の設置者は、大臣の許可を得れば免状を交付されていなくとも選任可能とされているが、土木工学以外の高校卒の場合は認められないなど、法的基準より厳しい要件が課せられている場合がある。 ・ ダム水路主任者の免状について、一定の講習や資格試験の実施等による交付も認めるなどの

	措置も検討すべき。
改革案	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダム水路主任技術者選任の要件緩和について、平成 22 年 1 月に小型発電設備規制検討ワーキンググループの報告書が取り纏められた通り、一定条件における選任不要化等の対応を早急に行うべきである。＜平成 23 年度中措置＞ ・ その上で、ダムを有する大規模水力発電所等と比較して、公衆や第三者に対するリスクが小さいと考えられる小水力発電所については、ダム水路主任技術者の外部委託を可能とするべきである。＜平成 23 年度中措置＞

【グリーンイノベーション ⑯】

<p>事項名</p>	<p>太陽光発電設備の緑地への算入</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市緑地法に規定されている緑化率に参入される「緑化施設」には、太陽光発電施設が含まれていない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市緑地法第 34 条、35 条、39 条、40 条 ・ 都市緑地法施行規則第 9 条
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電を含む再生可能エネルギーの導入促進によって CO2 の排出削減に寄与することが可能である。一部自治体の独自条例によって、建築物上の太陽光発電設備を緑地面積に代替できる場合があるが、こうした独自条例と比較して、都市緑地法・都市計画法等に同様の規定がないため、建築主にとって太陽光パネルを設置するインセンティブが少ない。 ・ したがって、太陽光発電の更なる導入促進を図るためにも、集合住宅やビルなどの屋上に太陽光発電設備を設置した場合は、環境貢献という観点から都市緑地法に規定されている緑化率に参入される「緑化施設」に、太陽光発電施設を含めるようにすべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市における緑地は、都市のオープンスペースとして、良好な都市環境の保全、防災、レクリエーション、良好な都市景観の形成など様々な機能を有しており、都市住民が健康で文化的な生活をする上で不可欠なものである。都市緑地法に基づく緑化地域制度等は、こうした機能を有する緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域において、緑化率の最低限度を定めることにより緑地の確保を図ることを目的とするものである。このため、太陽光発電施設がCO2削減につながるものであっても、これだけを理由に全国一律に緑化施設として、その面積を算入することは適当

		<p>でないが、都市緑地法では、緑化地域等における緑化の義務付けが太陽光発電施設の設置を妨げることをしないよう、市町村長が同法 35 条 3 項の許可をすることにより義務付けの適用を除外することが可能となっており、これによって、市町村が自らの判断で太陽光発電施設の整備を促進することも可能である。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市緑地法に基づく緑化地域制度等は、多様な機能を有する緑地が不足し、建築物の敷地内で緑化を推進する必要がある区域において、緑化率の最低限度を定めることにより、緑地の確保を図ることを目的とするものであり、CO₂の排出削減に寄与するという理由で、全国一律に太陽光発電施設を緑化施設の面積として算入することは制度の趣旨に沿わない。 <p>【補完措置の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村長が自らの判断で緑化率に関する義務付けの適用を除外することは可能。
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電を含む再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成 22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。 ・ 先進的な自治体の独自条例によって、一定規模以上の建築物の新築または改築時に規定される緑化面積に、太陽光発電設備も緑地として算入可能としている場合があるが、都市緑地法・都市計画法等に同様の規定がない。 ・ したがって、再生可能エネルギー導入促進の観

	<p>点から、都市緑地法においても同様の措置を講じることによって、建築主にとって太陽光パネル設置へのインセンティブがもたらされるような仕組みを検討すべきである。</p>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市緑地法の対象として緑地率が定められている自治体は限られているものの、太陽光発電設備の緑地への代替を可能としている自治体の先進的な取組みを評価し、政府方針として法律に規定することによって、その他の自治体への波及効果が見込める。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電の更なる導入促進を図るためにも、環境貢献という観点から都市緑地法に規定されている緑化率に参入される「緑化施設」に、太陽光発電施設を含めるようにすべきである。 <平成 23 年度中措置>

【グリーンイノベーション ⑰】

<p>事項名</p>	<p>地域冷暖房にかかるエネルギープラント附属工作物の都市公園における占用の容認</p>	
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有するときは、公園管理者の許可を受けなければならないが、占有対象に「地域冷暖房施設」は含まれていない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園法第6条、7条 	
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園の公園区域を立体的に定める立体公園制度の利用により、都市公園の地下に地域冷暖房施設を設置することは可能であるが、地上部分は都市公園区域内となるため、地域冷暖房施設に付随する施設（煙突や冷却塔）を地上部分に設置することは認められていないため、実質的に利用することが不可能となっている。 ・ したがって、公共の安全を確保し、美観などへ配慮する技術的基準を満たすことを前提に、都市公園の占有を認めるべきである。 	
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に平成15年の規制改革要望に対応して、立体都市公園制度を創設し、都市公園の地下に多様な施設を設置することを可能としたところであり、この制度を活用して、従来の占有によらず地域冷暖房施設を設けることが可能となっている。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の都市公園の地下に地域冷暖房施設を設ける場合にあつては、公園管理者と協議の上で、立体都市公園制度の活用に伴う当該都市公園の区域の変更により、地上部に煙突や冷却塔を設けることは可能である。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	

<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域冷暖房の利用は、省エネルギー効果が高く、今後も普及拡大を図るべきである。 ・ 立体公園制度の利用により、都市公園の地下に地域冷暖房施設を設置することは可能であるが、地上部分は都市公園区域内となるため、地域冷暖房施設に付随する施設（煙突や冷却塔）を地上部分に設置することは認められておらず、実質的に利用することが不可能との指摘がある。 ・ 既成市街地において、地域冷暖房のプラントスペースを確保することは困難であり、工事費用も割高になるため、公共の安全確保などへ配慮することを前提に、都市公園の有効利用を可能とする方向で、制度整備を進めるべきである。 ・ これによって、地域冷暖房の普及が促進され、既成市街地におけるエネルギーの面的利用による省エネルギー、低炭素化に貢献できる。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 20 年規制改革要望に対して、「地域冷暖房施設に付属する冷却塔等の構造物が地上部分を占用した場合、都市公園の効用を阻害し、公園利用に著しい支障が生じる可能性があるため、占用物件として認められない」という回答がなされたが、煙突を時計台と一体化させる、冷却塔は休憩所や便所等の上屋に設置する等の対応を行うことで、公共の安全確保など都市公園の効用へ配慮した設置が可能である。 ・ 都市公園の想定規模は、建蔽率の設定等によって左右されるが、4,000 m²（一般的な地区公園が該当）～20,000 m²（比較的大規模な都市公園が該当）という試算結果もあり、都市公園の効用や公園利用を阻害することなく導入可能な公園も多数存在する。 ・ 例えば、一定要件において地域冷暖房施設の設置が見込めるのは都心部における都市公園 58 箇所中 10 箇所、33 箇所中 15 箇所という指摘もあり、大都市部においても公園利用に支障が

	<p>ない範囲での活用が可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景気低迷などの影響により、再開発地域に伴う事業拡大の機会が減少している中、既成市街地におけるエネルギーの面的利用の進展が期待される。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の都市公園の地下に地域冷暖房施設を設ける場合にあっては、公園管理者と協議の上で、立体都市公園制度の活用に伴う当該都市公園の区域の変更により、地上部に煙突や冷却塔を設けることが可能である旨、周知徹底するとともに、当該協議が円滑に進むよう必要となる手続きやルールについて明確化すべきである。 <p><平成 23 年度中措置></p>

【グリーンイノベーション ⑱】

<p>事項名</p>	<p>下水熱・河川熱等の未利用エネルギーの活用ルールの整備</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川法 熱源として河川水を活用する場合には、流水占用や河川区域内の土地の占用、工作物の新築等について河川管理者の許可を受ける必要がある。また、熱利用にあたっては公益性・公共性が求められる。 ・ 港湾法、海岸法、漁港漁場整備法 熱源として海水や運河の水を活用する場合には、区域内の工事や占用について港湾管理者等の許可を受ける必要がある。 ・ 下水道法 熱源として未処理下水又は下水処理水を活用する場合には、施設又は工作物等の設置について公共下水道管理者と連携・協力して進める必要がある。 ・ 工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律 特定の地域において、熱源として地下水を採取しようとする場合、揚水設備の断面積が一定規模以上のものは禁止、一定規模以下のものでも許可を受ける必要がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川法 ・ 港湾法 ・ 海岸法 ・ 漁港漁場整備法 ・ 下水道法 ・ 工業用水法 ・ 建築物用地下水の採取の規制に関する法律
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水（処理水・未処理水）や河川、海、運河、地下水の熱利用は省エネルギー効果も高く、未利用エネルギーの有効利用として普及拡大を促進する必要があるが、下水道法等、各種法律

	<p>において熱利用に関する考え方が規定されていないため、手続きに時間を要したり、施設整備が進まず、熱利用計画が頓挫する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ したがって、下水熱や河川熱等を利用した熱供給事業を行う際に必要となる手続きやルールを明確化すべきである。
<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>担当府省の回答</p>	<p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のように現行制度で対応可能である。 <p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工業用水法は指定地域における工業用途の地下水採取による地盤沈下防止等を目的としたものである。 ・ 工業用水法における「工業」とは、製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業をいい、同法においては御指摘の熱供給業の用に供する地下水を採取しようとする場合等における各種の手続きが規定されていることから、現行法で対応可能と考える。 <p>【国土交通省】</p> <p>(河川)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川水の熱利用のための水利使用の取扱いについては、「ヒートポンプを用いた河川水熱利用のための水利使用の取扱いについて（平成9年3月31日付け建設省河川局水政課長、建設省河川局河川環境課長、建設省河川局開発課長通知）」を発出しており、ヒートポンプを用いた河川水熱利用を行うことを目的とする水利使用許可の審査方法等を明確化し、手続きを簡素化しているところである。 <p>(港湾)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾法においては、第37条第1項の規定に基づき、港湾区域（水域）又は港湾隣接地域（陸域）において占用等をしようとする者は、港湾管理者（地方公共団体等）の許可を受けなければならない旨を規定しているが、港湾区域（水

		<p>域)又は港湾隣接地域(陸域)における占用等に係る事務、港湾施設の占用等に係る事務は、各港湾管理者が各地方の実情に応じ、自らの判断と責任において処理できる「自治事務」として整理されており、各港湾管理者が条例等を定めて処理しているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> このため、各港湾管理者が具体の事務処理を遂行する上で必要となる、許可要件その他の事項について、国が一律に定めることはできないが、港湾管理者に対し検討を促す文書を発出することとする。 <p>(下水)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水熱利用については地球温暖化対策等に資するものであり、普及拡大が重要であると考えているが、ポテンシャルが限られていることや、放流先の水温への影響、利用にあたっての対価設定の考え方等が整理されていないことから、利用に関して必要な手続き、ルール等の明確化を進め、普及拡大に向けた環境整備を図る必要がある。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工業用水法における「工業」とは、製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業をいい、同法においては御指摘の熱供給業の用に供する地下水を採取しようとする場合等における各種の手続きが規定されている。 建築物用地下水の採取の規制に関する法律において、「建築物用地下水」とは、冷房設備、水洗便所等の用に供する地下水をいい、御指摘の冷房設備等のために地下水を採取しようとする場合等における各種の手続きが規定されている。 なお、未利用エネルギーの利用のために地下水を採取して、熱利用を行う際の技術的なガイドラインの検討を行っているところである。 <p>【国土交通省】</p>

		<p>(港湾)</p> <ul style="list-style-type: none"> 港湾区域内の占用等の許可は、港湾管理者が行う自治事務であり、各港湾管理者が各港湾の実情に応じてすべきものであるが、港湾区域の占用等に関し、平成22年度中に港湾管理者が行っている事務についての実態調査を行い、その結果を踏まえ港湾管理者に対し検討を促す文書を発出することとする。 <p>(下水)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、有識者、地方自治体、民間事業者から構成される「官民連携による下水道資源有効利用促進制度検討委員会」を設置し、下水熱を含む下水道資源の有効利用促進に向けた検討を行っており、今年度末に上記の課題に関する基本的な考え方を整理し、来年度以降ガイドラインを取りまとめる予定。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> 下水（処理水・未処理水）や河川、海、運河、地下水等の持つ未利用の熱エネルギーの活用は、地産地消の再生可能エネルギーの利用であり、省エネルギー効果も高く、普及促進を行うべきである。 しかしながら、下水道法等、各種法律において、熱利用に関する考え方が規定されていないため、事前協議や手続きに時間を要したり、施設整備が進まず、熱利用計画が頓挫する場合がある。 また、河川水の利用にあたっては、熱利用者に公共性・公益性が求められるため、河川近傍にあるビルでも民間企業単体での熱利用ができないといった課題がある。省エネに資するという観点から、環境に影響を及ぼさないことを前提に柔軟な判断を行うべきである。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ したがって、従来の法制度には存在していなかった「熱利用」という概念を規定することによって取水・放水温度の幅や工作物設置許可基準、許可申請先、申請可能事業者、対価の概念等の諸ルールを整備する等、熱利用の円滑化に向けて運用の明確化と簡素化を図るべきである。 ・ 熱交換設備の設置の場所によっては、複数の法律が適用となる場合もあることから、各水系毎のルールは可能な限り共通の考え方のもので策定・整理されるべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海水の利用は、凍結温度が真水より低いことから、河川水よりも有利な熱源であり、外気温に比べて 10%程度の熱効率がアップするという指摘もある。放水温度に関する規定がなく、個別協議を行う必要があることから、手続きが長期化してしまう。 ・ 河川の利用にあたって、取水方法や水利権の手続きで数年を要した事例があり、ルールの明確化による手続きの簡素化・迅速化を行うべきである。 ・ 下水道法に基づく熱利用の場合、対価に対する考え方が規定されていないため、対価は不要である旨、周知徹底すべき。同様に、民間事業者による取水に係る運用や放水温度についても不明確であるため、自治体の同意までに時間を要してしまう。 ・ 下水の未処理水の熱交換設備に必要な土地・建物の権利は下水道管理者が保有する必要があるという判断がなされる場合があり、事業者が実施を断念する場合がある。 ・ 都市部の比較的規模の大きな業務用のビルにおいては、空調用の熱源として、地下水熱の利用が検討されるケースがあるが、還水するにも関わらず、揚水規制によりそもそも事業化の検討すらできないケースや小さな断面積での揚

	<p>水となり経済性が発揮できずに普及の阻害要因となっているとの声がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年では、揚水規制を徹底したことで地下水位の上昇が問題になっている場合もあるという指摘がある。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水熱や河川熱等を利用した熱供給を行う際に必要となる手続きやルールを明確化・簡素化すべきである。＜平成 23 年度中措置＞ ・ また、これらの手続きやルールの検討に当たっては、関係省庁（国土交通省、環境省、経済産業省、農林水産省）が連携し、事業者の利便性にも配慮したものとするべきである。その際、内閣府がフォローアップ主体となって進捗管理を行うべきである。＜平成 23 年度中措置＞

【グリーンイノベーション ⑱】

<p>事項名</p>	<p>潜熱回収型給湯器ドレン排水処理に関する行政手続きの統一化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合等においては、土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設の設置は不用である。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道法第10条 ・ 下水道法施行令第8条第1項第1号
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道法の解釈として、下水道管理者の許可があれば、潜熱回収型給湯器のドレン排水のように水質基準を満たす正常な水は、汚水ではなく雨水としてみなし排出してよいとされているが、自治体毎に取扱いが異なっている。 ・ したがって、潜熱回収型給湯器ドレン排水を雨水排出として認めることを明文化し、各自治体へ周知徹底すべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道法において、水質基準を満たす正常な水であっても、生活又は事業に起因・付随する不用品水については、汚水に該当することとしており、自治体の判断にかかわらず潜熱回収型給湯器ドレン排水は汚水である。しかしながら、土地・建築物で発生した汚水を例外的に下水道の雨水管へ排出することについては、下水道法施行令第8条第1項第1号の規定により条例に定めるところとしている。潜熱回収型給湯器ドレン排水の雨水管への排出を明示的に認める条例の制定を自治体が検討する際の判断材料として、水質や公衆衛生の観点から国がガイドラインを示すことを検討したい。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインの策定等の検討

	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道管理者の許可を受けた場合等においては、土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設の設置は不用であるが、潜熱回収型給湯器のドレン排水のように水質基準を満たす正常な水として証明がなされているものであっても、雨水排出として取扱えるかについての判断が、自治体毎に異なっており、普及の障害となっている。 ・ したがって、既に一定の水質基準を満たす清浄水であることが明らかな場合については、自治体の判断に委ねるのではなく、統一的基準を明文化すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 潜熱回収型給湯器のドレン水が雨水排出として認められない場合、新規に戸当たり数万円のコストをかけて別に配管を敷設する必要があり、普及の制約となっている。
<p>改革案</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体が潜熱回収型給湯器ドレン排水を雨水排出として認めることができるよう、水質や公衆衛生の観点からガイドラインを策定し、周知徹底すべきである。＜平成 23 年度中措置＞

【グリーンイノベーション 20】

<p>事項名</p>	<p>温室効果ガス排出量に関する報告の一元化・統一化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ法、温対法、東京都環境確保条例それぞれについて、温室効果ガスの排出量等の報告義務がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律第 15 条、92 条 ・ 同法施行規則第 17 条、18 条 ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の 2、21 条の 10 ・ 東京都環境確保条例 等
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ法が特定事業者に対して毎年提出を求めている定期報告書・中長期計画書、温対法が特定排出者に提出を求めている温室効果ガス算定排出量等の報告書について、現行では省エネ法が事業者の主たる事務所（本社）所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管官庁、温対法が当該特定排出者の事業を所管する全ての大臣に同じものを提出するよう求めている。 ・ また、東京都環境確保条例も含め、適用対象や義務内容が少しずつ異なっており、個別の対応が必要となっている。 ・ したがって、政府・行政機関での情報共有による報告内容の統一化、さらにでき得れば、情報センター等に集約された情報を各府省や自治体が必要に応じて個別に引き出す体制の整備を図ることで、手続きに係る事務の合理化・簡素化を行うべきである。
<p>担当府省の</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>【環境省・経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ法はエネルギー原単位の向上に加え、エネルギー管理システムの導入、エネルギー管理士の選任など、燃料資源の有効な利用の確保を目的とするものであり、温室効果ガスの排出量

		<p>を抑制の促進等を目的とする温対法や東京都環境確保条例とは性格を異にするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他方、エネルギーの使用に伴うCO₂排出量については、省エネ法に基づく報告をもって温対法に基づく報告とみなす旨温対法で規定しており、手続きに係る事務の合理化・簡素化が図られている。 ・ また、上記のような国及び自治体の取組は密接に関連するものであるため、事業者の負担軽減に向けて、両者の報告等に整合性が図られるよう働きかけを行う。 ・ なお、温対法に基づいて事業者等から報告された排出量情報等は、環境大臣・経済産業大臣によって、事業者別、業種別、都道府県別に集計して公表し、更に、開示請求があった場合には、事業所別の排出量情報等を開示しており、各府省や自治体が必要に応じて個別に引き出す体制が既に整備されている。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ法が特定事業者に対して毎年提出を求めている定期報告書・中長期計画書、温対法が特定排出者に提出を求めている温室効果ガス算定排出量等の報告書について、現行では省エネ法が本社所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管官庁、温対法が当該特定排出者の事業を所管する全ての大臣に同じものを提出するよう求めており、事務手続きが煩雑化している。 ・ また、東京都環境確保条例のように、各自治体

	<p>が独自に規定しているものも含め、適用対象や義務内容が少しずつ異なっており、個別の対応に係る事務コストが増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実質的には共通する部分の多い報告を個別の省庁や自治体に対して行うことが求められていることは、個々の企業において莫大なコストが発生するとともに、極めて非効率である。 ・ 地球温暖化対策は、国、地方自治体、事業者を含めて国全体で一体として取り組むべき課題であり、情報の集約化・一元化を図ることで、手続きに係る事務の合理化・簡素化を行うべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ法と自治体の条例では、例えば省エネ法における「エネルギー使用量」や「判断基準の作成」などが重複している実態があり、事業所がこうした条例設置都市に所在している場合には、事務コストが負担となっている。 ・ 国や自治体が収集したデータが利活用されていないという指摘もあり、事業者の負担感が増す要因ともなっている。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者負担の軽減に向けて、省エネ法、温対法、自治体の条例に係る報告様式等の整合性が図られるよう、自治体へ働きかけを行うべきである。〈平成 23 年度中措置〉 ・ また、省エネ法、温対法の次期改正時には、自治体が独自に条例を制定するにあたって、事前に所管省庁へ協議することで調整を図る旨規定すべきである。〈平成 23 年度以降措置〉

【グリーンイノベーション 21】

事項名	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化①	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス事業者が事業に供する場合は農地転用許可を取得する必要がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法第5条 ・ 農地法施行規則第53条 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するために農地の権利を取得する場合、認定電気通信事業者が線路・中継基地等の施設に供するために農地の権利を取得する場合等については転用許可が不要となっているが、ガス事業においては、農地転用の許可が不用とは認められていない。 ・ また、農地転用が認められた場合にも、仮設用地については、地方公共団体ごとに取り扱いにバラツキがある。 ・ したがって、公益性対象となる事業を見直し、農地転用許可の基準を見直すべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種農地は、原則として転用を許可することができないが、土地収用法第3条に規定する公益性が高いと認められる事業の用に供される場合等には、例外的に許可することができることとされており、「電気事業法による一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物」（同条第17号）及び「ガス事業法によるガス工作物」（同条第17号の2）については、第1種農地においても転用許可が可能

		<p>となっているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> このうち、一般電気事業者等が設置する電柱等の送電用電気工作物の設置については、道路沿いの農地等を利用して電柱等を設置し電線を通じて送電することが一般的であり、この場合、立地選定に代替性の余地がなく、かつ、農地を大規模に転用することが想定されず周辺農地への影響が少ないことから許可不要としているところである。 一方、ガス事業法に基づき許可等を受けたガス事業者が設置するガスの導管については、通常、道路に埋設されるものであり、仮に農地に埋設する場合は当該農地及び周辺の農地への影響を及ぼすおそれがあることから許可を要することとしている。 したがって、御提案のように、ガス事業であることをもって、ガスの導管も含め当該事業に係る農地転用許可を不要とすることは困難である。 なお、農地転用が認められた場合の仮設用地の取扱いについて、地方公共団体ごとにバラツキがあるとのことについては、具体的な内容を御教示頂ければ、国が主催する都道府県の農地転用担当者会議等を通じて、農地転用許可事務の運用の適正化を図るよう周知徹底することを検討したい。
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> 電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するために農地の権利を取得する場合等については農地転用許可が不要となっているが、ガス事業においては、転用の許可が必要とされているため、円滑なインフラ整備が行えず、ガスパイプ敷設時期の遅延によるコスト増に繋がっている。 近年、天然ガスの普及が促進し、ガス導管の延伸による需要地同士を連結する敷設ニーズが高まってきている。本来、土地収用法において

	<p>公共の利益となる事業と看做されている電気事業とガス事業で取扱いが異なることは不公平である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ・省CO2化に資する天然ガス供給拡大の観点からも、農地転用許可不要の対象となる事業にガス事業を追加すべきである。 ・ また、農地転用が認められた場合にも、設備設置のため、機材の保管や重機等の搬入出用や立て杭用として一時的に利用する仮設用地については、地方公共団体ごとに取扱いが統一されていない。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス事業については、電気事業者や認定電気通信事業者と同様、土地収用法や道路法など他の法律において公益性の高い事業という取扱いがなされているにも関わらず、農地転用にあたって許可取得に差異があるのは不合理である。 ・ ガス導管の敷設に係る建設コストは、長期間を要する許認可手続きが設備建設コストを高額なものとし、ガス供給インフラの発達を制限しているという指摘もある。 ・ また、電気とガスはオール電化やコジェネなど、エネルギー間で競争を行っていることから、許可手続きによるコスト負担によって公平な競争に影響が及ぶことは問題である。 ・ ガスの導管敷設についても、電気工作物同様、道路沿いの農地等を利用して敷設することが一般的であり、この場合、立地選定に代替性の余地がないなど、周辺農地への影響は少ない。 ・ 水路や道路、線路の敷設は農地転用許可が不要とされているが、ガス工作物と同様、農地の掘削が必要である。 ・ 仮設用地について、自治体毎に設置される農業委員会等における解釈が統一されておらず、農地転用申請を求められる場合もある。

改革案

- ・ 立地選定の面から代替性がなく、農道を利用するガス工作物を敷設する場合について、農地転用許可を不要とすべきである。〈平成 23 年度中措置〉
- ・ 農地転用が認められた事業実施に際し、機材の保管や重機等の搬入出用、立て杭用として一時的に仮設用地を利用する場合については、農地転用許可は不要である旨、周知徹底すべきである。〈平成 23 年度中措置〉

【グリーンイノベーション 22】

<p>事項名</p>	<p>農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化②</p>	
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス事業法によるガス工作物の設置又は管理に係る行為は、農用区域内での開発行為に関して都道府県知事の許可が不要である。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2 ・ 同法施行規則第37条 	
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興地域の整備に関する法律においては、ガス事業法によるガス工作物の設置又は管理に係る行為は公益性が特に高いと認められる事業として、農用区域内での開発行為に関して都道府県知事の許可を不要と規定されているが、都道府県によっては届出・除外許可申請が必要とされる場合もあり、ガスパイプラインの敷設等に支障が生じている。 ・ したがって、都道府県知事の許可が不要とされていることを各都道府県向けに周知徹底すべきである。 	
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	
	<p>【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス事業法に基づき許可等を受けたガス事業者がガス工作物（ガスの製造に係るものを除く）を設置又は管理する場合等、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち、農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものについては農用区域内の農地等における開発許可を不要としている。 ・ このことについては、地方公共団体に対してガイドラインにより既に周知しているところであるが、都道府県等によりその取扱いが異なることとであれば、今後、地方公共団体に対し、

		<p>農林水産省が主催する都道府県の農振制度担当者会議等の場を通じてあらためて周知徹底を図ることを検討したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、これらの許可不要とされる開発行為の都道府県への届出等については、農用区域内にある農地等の管理上、地方公共団体が必要と認めて求めているものであると考えられる。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 法的に農用区域内での開発行為に関して都道府県知事の許可を不要と規定されているが、都道府県によっては除外許可申請が必要とされる場合があり、ガスパイプラインの敷設等に支障が生じている。 ・ したがって、改めて周知徹底を行うことにより、運用の統一を図るべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農用区域内から農用区域外にするための農業振興地域整備計画の変更には、30日間の縦覧等の一連の手続きに半年近くを要し、その上で農地転用手続きが必要となるため、届出で足る場合と比較して事業実施までの期間長期化に伴うコスト増を招いている。
<p>改革案</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス事業法によるガス工作物の設置又は管理に係る行為は、公益性が特に高いと認められる事業として、農用区域内での開発行為に関して都道府県知事の許可が不要とされていることを周知徹底すべきである。〈平成23年度中措置〉

【グリーンイノベーション 23】

事項名	道路への設置許可対象の範囲拡大	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可が必要であるが、許可対象に再生可能エネルギー発電設備や充電施設等が含まれていない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 道路法第 32 条、33 条 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者に道路への設置許可申請ができる工作物等の範囲に発電施設が含まれておらず、法面への太陽光パネル設置などの検討さえできない状況となっている。また、今後普及が進むと考えられる電気自動車用の充電施設の設置についても、取扱いが不明確である。 したがって、道路の構造に影響を与えない再生可能エネルギー発電設備や充電施設について、許可申請の対象施設として追加すべきである。 	
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<p>【再生可能エネルギー発電設備について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「再生可能エネルギー発電設備」がどのようなものか明らかではないが、占用許可対象物件として追加するに当たっては、当該物件が道路構造及び交通の安全に与える影響を勘案し、設置場所の基準、構造の基準等を検討する必要がある。 <p>【充電施設について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「充電施設」がどのようなものか明らかではないが、箱形の電気自動車充電機器であれば、道路法第 32 条第 1 項第 1 号の工作物に該当し、道路区域内に電気自動車のための充電機器の占用を許可した事例も存在する。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	

	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路の法面という未利用地の有効活用によって、太陽光発電の普及拡大が期待できる。 ・ しかしながら、現状では道路管理者に道路への設置許可申請ができる工作物等の範囲に発電施設が含まれておらず、法面への太陽光パネル設置などの検討さえできない状況となっている。また、今後普及が進むと考えられる電気自動車用の充電施設の設置についても、取扱いが不明確である。 ・ 既に高速道路の法面への太陽光発電設備の設置事例もあり、こうした先進的取組みを全国的に推進していくとともに、電気自動車用の充電施設についてもインフラ整備が円滑に行えるようにすべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路の法面は雑草等が生えているのみの場合が多いが、太陽光発電設備を設置することによって、CO2削減に貢献できる。 ・ 高速道路の法面への太陽光発電設備の設置事例もある一方で、設置は認められないのはいかと指摘する声もある。 ・ 電気自動車用の充電設備は、箱形のみならず、ポール型やコンセントのみの場合もあり、料金メータや駐車スペースの取扱いも含めて、現状の取扱いが不明確である。
<p>改革案</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の構造に影響を与えない太陽光発電設備について、占用許可対象物件として追加すべきである。＜平成23年度中措置＞ ・ 電気自動車のための充電機器については、道路区域内の占用許可申請の対象であることを明確化し、関係者へ周知徹底すべきである。＜平成23年度中措置＞

【グリーンイノベーション 24】

<p>事項名</p>	<p>電気自動車にかかる急速充電器の設置促進</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気の需要場所については、一の建物内及びさく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内など、「一の需要場所」を定義付けている。 ・ 一般電気事業者の供給約款においては、需給契約の単位として、「一の需要場所（電気事業法施行規則と同定義）」については、「一需給契約」を結ぶ旨を定めている。（なお、供給約款については電気事業法に基づき経済産業大臣が認可） <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法施行規則第2条の2第2項 ・ 電気事業法第19条に基づく、各一般電気事業者の電気供給約款に規定。
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法施行規則においては、「一の需要場所」は「一の需給契約」とされており、同一敷地内で複数の契約を締結することができないため、駐車場・コンビニエンス・マンション（共用部）等で急速充電器を設置する場合に事業者は複数の機器分をまとめて契約しなければならず、電気料金の増加（低圧契約から高圧契約となる等）を理由に機器の設置が進展しない。したがって、行政は電気自動車にかかる急速充電器の設置促進の観点から、一般電気事業者に対して、選択約款により、「一の需要場所」で「複数の需給契約」が対応可能な旨を周知し、選択約款での対応を促すべきである。
<p>担 当 府 省 の 回</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般に、需要場所の概念が明確化されず、一の需要場所内において需要を自由に分割することを可能とすると、自由化分野と規制分野の区分を恣意的に変更することも可能となってしまう。また、需要の分割に伴い、電気の供給に必要な配電線、柱上変圧器、計量メーター等の

		<p>配電設備に対する投資や維持運営のためのコストが発生し、そのコスト上昇分は電気料金の値上げとなることから、特定の者の負担を軽減するため、社会全体の負担で支えることにつながる。このような恣意的な運用を防止する観点から、一定の客観的なルールを設けることは合理的と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> EV 充電器を設置する場合に、現行の「一の需要場所」の定義に合致しつつ、別途の契約を締結することが可能となるケースも考えられる。なお、一般電気事業者が選択約款で対応しようとする場合は、負荷平準化や業務効率化が見込まれることが要件となる。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討中であり、その結果について一般電気事業者に周知する方向で検討。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>—</p>
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気事業法施行規則においては、「一の需要場所」は「一の需給契約」とされており、同一敷地内で複数の契約を締結することができないため、駐車場・コンビニエンス・マンション（共用部）等で急速充電器を設置する場合に事業者は複数の機器分をまとめて契約しなければならない。このため、電気料金の増加（低圧契約から高圧契約となる等）や他の事業者が土地の一部を賃借し、個別に機器設置に伴う電力契約を締結する等の対応ができないことなどにより、機器の設置が進展しない。 ○ 一方、低圧部分が規制されている現状においては、自由化分野と規制分野の区分を恣意的に変更することを防止する一定の客観的なルールも必要である。 ○ したがって、電気自動車にかかる急速充電器の

	<p>設置促進の観点から、一般電気事業者に対して、選択約款により、「一の需要場所」で「複数の需給契約」が対応可能な旨を周知し、選択約款での対応を促すべきである。</p>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力契約における「一構内・一需要場所」という基準について、電気自動車の急速充電器の設置等、自らが使用する電気ではないものについて、「一構内・複数需要場所」という考え方を導入すべきである。具体的には、コンビニストア等の敷地内に電気自動車の急速充電器を設置する場合、店舗で使用する電力とは別に、他の事業者やフランチャイズ本部が土地の一部を賃借するなどして、専用契約を締結できるようにしてほしい。 ・ 電気自動車の充電設備を月極駐車場に設置する場合、駐車場事業者の電力受給契約とは別に、電気自動車の使用者とも契約ができるよう、「一の需要場所」における複数の電力受給契約を可能とすべきである。現行制度では、駐車場事業者の電気代が増加することから、設置を断わるケースが多い。電気自動車の普及促進の観点から、改正が必要である。
<p>改革案</p>	<p>○ 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、電気自動車にかかる急速充電器の設置促進の観点から、一般電気事業者の選択約款の拡充により、「一の需要場所」でも「複数の需給契約」が対応可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、一般電気事業者に対して、選択約款の早期拡充を促し、併せて、その旨を国民に広く周知する。 <平成 22 年度中検討・結論、結論を得次第措置></p>

【グリーンイノベーション 25】

<p>事項名</p>	<p>需要家による再生可能エネルギーの選択肢拡大に向けた部分供給取引の明確化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気の需要場所については、一の建物内及びさく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内など、「一の需要場所」を定義付けている。 ・ 一般電気事業者の供給約款においては、需給契約の単位として、「一の需要場所（電気事業法施行規則と同定義）」については、「一需給契約」を結ぶ旨を定めている。（なお、供給約款については電気事業法に基づき経済産業大臣が認可） <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法による規制はなし。 <p>※「適正な電力取引についての指針」において、自由化分野で複数の電気事業者の電源から1需要場所に対して供給を行う形態である「部分供給」は可能である旨規定。</p>
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーから発電されるグリーン電力を直接購入しようとする場合、「一の需要場所」は「一の需給契約」とされており、同一敷地内で複数の契約を実施できないことから、自らの総需要を上回るグリーン PPS の発電能力を確保しなければならず、グリーン電力の利用が進展しない。したがって、行政は再生可能エネルギーの選択の柔軟化を図る観点から、自らの需要の一部をグリーン PPS より電力購入する、もしくはテナントビルに入居している事業者及びビルオーナーがグリーン PPS より電力購入することを可能とするよう、一般電気事業者に対して、選択約款により、「一の需要場所」で「複数の需給契約」が対応可能な旨を周知し、選択約款での対応を促すべきである。

担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン PPS も含む特定規模電気事業者からの電力の購入については、自由化領域であり、御指摘のような複数の電気事業者の電源から一需要場所に対して供給を行う形態についても、電気事業法上、特段の制限はない。その上で、「適正な電力取引についての指針」において部分供給として、一般電気事業者が拒否した場合に独占禁止法上違法となるおそれのあるケース等について具体的に記載されている。 ・ なお、このような自由化領域においては、制度上、選択約款は存在しない。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度において対応済。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—
改革事項に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「適正な電力取引についての指針」において、部分供給とは、「複数の電気事業者の電源から1需要場所に対して、各々の発電した電気が物理的に区分されることなく、1引き込みを通じて一体として供給される形態」と示しているところ。グリーン PPS を含む特定規模電気事業者からの電力の購入については、自由化領域であり、複数の電気事業者の電源から一需要場所に対して供給を行う形態についても、電気事業法上、特段の制限はない。 ○ しかしながら、部分供給に関する規定は当該指針のみであり、具体例も記載されていないため、一般電気事業者とグリーン PPS の両者を活用したグリーン電力の利用が可能となることについて、周知されているとは言い難い。 ○ したがって、再生可能エネルギーの選択の柔軟化による公正かつ有効な競争を促進する観点から、「適正な電力取引についての指針」にお 	

	<p>ける部分供給について、一般電気事業者とグリーン PPS の両者を活用したグリーン電力の利用が対象となることを明確化すべきである。</p>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正省エネ法や東京都条例をはじめ、国・各自治体レベルで省エネ・省 CO2 に向けた取り組みが求められている。各需要家はそれぞれの事業形態に応じて省エネ・省 CO2 に取り組んでいる。 ・ しかし、再生可能エネルギーから発電されるグリーン電力を直接購入し、ゼロエミッションを達成しようとする、自らの総需要を上回るグリーン PPS の発電能力を確保する必要がある。また紐付けられた発電と消費を併せるための社会的に見て不必要な需要調整を強いられることになる。 ・ 自らの需要の一部をグリーン PPS より電力購入する、もしくはテナントビルに入居している事業者及びビルオーナーがグリーン PPS より電力購入することを可能とするためには、一需要場所の複数需給契約を認める制度への改定が効果的である。
<p>改革案</p>	<p>○ 需要家側からの再生可能エネルギーの選択肢の拡大を通じ、再生可能エネルギーの普及を促進し、併せて、電力市場における公正かつ有効な競争を促進する観点から、経済産業省と公正取引委員会により、「適正な電力取引についての指針」における部分供給の概念で、対応可能なものと対応不可能なものの具体的事例（項目）を早急に明らかにする。その上で、一の需要場所において、一般電気事業者とグリーン PPS の両者を活用したグリーン電力の利用が可能である旨を広く国民に周知する。＜平成 23 年度上期措置＞</p>

【グリーンイノベーション 26】

<p>事項名</p>	<p>リチウムイオン電池の取扱いにかかる制度整備</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ リチウムイオン電池については、消防庁通達により、第4類の危険物を電解液として内蔵する危険物と解されている。 ・ リチウムイオン電池を航空輸送する場合、①指定サイズ、②指定カラー、③貼付箇所（複数面に亘ることは不可）の基準に基づき、梱包物にラベルを貼付する必要がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法第2条第7項、消防法第10条、消防法第16条 ・ 消防危第48号（平成8年4月2日付、消防庁危険物規制課長通達） ・ 航空法第86条、航空法施行規則第194条第1項第9号、及び第2項第1号イ、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和58年運輸省告示第572号）第1条、第14条第1項、別表第1備考3「965」～「967」、第4号の5様式
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内におけるリチウムイオン電池の取扱いは、第4類第2石油類とみなされ、危険物扱いとなっており、国際基準となる国連勧告に整合した区分とはなっていない。これにより、輸送のみならず、電池の製造、貯蔵、電池を用いた蓄電設備の設置等において、過剰な取扱い設備が要求されている。また、リチウムイオン電池を航空輸送する場合、①指定サイズ、②指定カラー、③貼付箇所（複数面に亘ることは不可）の基準に適合したうえで、梱包物にラベルを貼付する必要があるため、コスト増加要因となっている。したがって、輸送の安全確保を前提にしつつ、国際基準にキャッチアップした合理的な制度整備を行うべきである。さらに、我が国が国連勧告に整合していない理由についても、説明

	責任を果たすべきである。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<p>【消防庁】</p> <p>1 国連勧告との整合性について</p> <p>国連勧告で求めている打撃試験や熱試験等の7種類の試験基準に適合するリチウムイオン電池は、消防法に規定する運搬容器の性能以上の性能を有していることから、国内で運搬することにおいて支障はなく、基準の見直しは必要ない。</p> <p>以下にその理由を示す。</p> <p>危険物を運搬する場合、危険物を収納する容器から危険物が漏出し、火災に至る危険性があることから、危険物を収納する容器について、危険物が漏出しない構造にすることが必要である。リチウムイオン電池の電解液は引火点が40℃程度であるため、消防法別表第1備考第14の規定により危険物（引火性液体（第4類第2石油類））に該当する。リチウムイオン電池は危険物である電解液を収納する容器であることから、運搬時の破損等による引火性液体の漏出を防止するため、リチウムイオン電池は引火性液体を運搬する容器の性能を有する必要がある。</p> <p>消防法は国内における危険物の運搬に関する基準を規定しており、消防法に規定する引火性液体を運搬する容器は、落下試験、気密試験及び内圧試験の基準に適合する必要があるが、これらの試験は国際的な危険物の輸送に関する基準を示したものである国連勧告で規定される引火性液体（クラス3）を収納する容器に関する試験と同一のものであり、国連勧告との整合が図られている（国連勧告において引火性液体はクラス3に区分され、国際輸送時に引火性液体を収納する容器に関する試験基準が規定されている。）。</p>

国連勧告において、リチウムイオン電池は電池そのものが危険物とされており、航空輸送においても安全であるようクラス9（その他）に分類され、引火性液体（クラス3）を収納する容器の試験と比較して厳しい試験が課せられ、打撃試験等の7種類の試験において一定の性能を有する必要があるとされている。国連勧告におけるクラス9の試験基準に適合するリチウムイオン電池は、引火性液体（クラス3）を収納する容器の性能以上の性能を有することから、リチウムイオン電池は消防法に規定する引火性液体を運搬する容器の性能以上の性能を有するものであり、国内での運搬は可能であるため、消防法がリチウムイオン電池の輸送において障害とはなっていない。

2 規制の適正性（電池の製造等に過剰な設備が要求されるとの意見）について

国連勧告は危険物の国際輸送に関する基準を示したものであり、危険物を貯蔵し、又は取り扱う工場の構造、設備等については、各国の国内法において危険物の火災・爆発危険性に対する安全確保方策が規定されている。

消防法において、危険物を一定量以上貯蔵し又は取り扱う施設は、建築物は不燃材料で造る、窓等には防火設備を設ける、床は危険物が浸透しない構造とする等の必要最小限の安全対策を講ずることとされており、これらの安全対策を講ずる必要があるものは、リチウムイオン電池を大量（電解液約2ミリリットル、出力3.7ボルトのパソコン用リチウムイオン電池約50万本に相当）に製造又は貯蔵する施設である。

過去に消防法の許可を受けず、法で求める安全対策を講じていなかったリチウムイオン電池の製造工場において、300万本の電池が焼

		<p>失する火災や、異常加熱によるリチウムイオン電池の電解液の外部漏出が原因で延べ面積1,230㎡の工場が全焼する火災が起きたこと、及び火災時にリチウムイオン電池が火炎等に曝されると、電池に収納されている電解液が気化し、外部へ可燃性ガスが噴出することによる火災の拡大危険性があることに鑑みても、リチウムイオン電池を大量に製造又は貯蔵する施設は、製造所等として必要最小限の安全対策を講ずる必要があり、基準の見直しは必要ない。</p> <p>なお、航空輸送については、消防法の適用範囲外である。</p> <p>【国土交通省】 (リチウムイオン電池を航空輸送する場合関係) 我が国のリチウムイオン電池を航空輸送する場合の基準については、国連勧告を受けた国際民間航空条約第18附属書及びこれに基づく危険物の航空安全輸送に関する技術指針に準拠し、国際基準と同様の取り扱いをしているところ。リチウムイオン電池を航空輸送する場合の梱包物のラベルの貼付についても上述の通り国際基準に準拠して定めているものである。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>【消防庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リチウムイオン電池を大量に製造し、又は貯蔵する施設について、必要な安全対策を講じないと火災発生の危険性が高まるとともに、火災が発生した場合の周囲への拡大危険性が高まる。 ・ また、この問題点に対する補完措置はない。 <p>【国土交通省】 <<問題点>> (リチウムイオン電池を航空輸送す</p>

		<p>る場合関係)</p> <p>国際民間航空条約においては、締約国は当該条約の附属書に規定される国際基準に則ることとされており、我が国のリチウムイオン電池を航空輸送する場合の基準についても、附属書及びこれに基づく危険物の航空安全輸送に関する技術指針によって、適切に定めているところである。</p> <p>《補完措置》 なし</p>
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<p>＜陸送その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国内におけるリチウムイオン電池の取扱いは、消防法第4類第2石油類（消防危第48号（平成8年4月2日付、消防庁危険物規制課長通達）とみなされ、危険物扱いとなっており、国際基準となる国連勧告に整合した区分とはなっていない。これにより、輸送のみならず、電池の製造、貯蔵、電池を用いた蓄電設備の設置等において、過剰な取扱い設備が要求されている。 ○ 輸送に関しては、消防法は国内における危険物の運搬に関する基準を規定しているが、消防法に規定するこれらの試験は国連勧告で規定される引火性液体（クラス3）を収納する容器に関する試験と同一のもの（第4類第2石油類を運搬するもの）となっており、国連勧告に整合した区分（クラス9、非危険物）とはなっていない。さらに、電池の製造、貯蔵、電池を用いた蓄電設備の設置等についても、引火性液体（クラス3）を前提とした危険物の扱いであるため、全ての取扱いに第4類第2石油類の適用を受け、例えば一定以上のリチウムイオン電池を貯蔵する場合（電池容量が1,000L以上）は危険物貯蔵所等の扱いを受けるなど、国際的な取扱いに比して過度な規制を受け、競争力が阻

害されている。

- したがって、リチウムイオン電池の取扱いについて、国連勧告との整合性を図る観点から、一律に第4類第2石油類（国連勧告クラス3に相当）としての危険物扱いするのではなく、事前に一定の安全試験（国連勧告が要求するもの）を実施したものについては、輸送のみならず、電池の製造、貯蔵、電池を用いた蓄電設備の設置等で国連勧告と同様（クラス9、非危険物）の扱いとすべきである。

<航空輸送>

- リチウムイオン電池を航空輸送する場合、①指定サイズ、②指定カラー、③貼付箇所（複数面に亘ることは不可）の基準に適合したうえで、梱包物にラベルを貼付する必要があるため、コスト増加要因となっている。
- 特に、ラベルの①指定サイズについては、国際標準では、平成21年10月の国際民間航空機関（ICAO）会議において、「120mmX110mmの現行サイズを105mmX74mmまで縮小する」と採択され、平成23年1月より国際航空運送協会（IATA）規則として反映される予定であるが、我が国の「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」では平成23年1月の改正対応が確認できず、国際標準との乖離が生じるのではないかと指摘もある。
- したがって、輸送の安全確保を前提にしつつ、国際基準にキャッチアップした合理的な制度整備を行う観点から、リチウムイオン電池を航空輸送する場合のラベルの指定サイズについて、「平成23年1月より国際航空運送協会（IATA）規則として反映される予定のサイズ（105mmX74mm）」と整合させるべきである。
- さらに、我が国が国連勧告に整合していない理由についても、説明責任を果たすべきである。

具体例、経済効果等

- ・ 消防法危険物 第 48 号において、リチウムイオン電池を第 4 類の危険物とみなされている。この基準において、いくつかの矛盾や不明点が生じたり、過剰な要求がされたりしており、今後大形リチウムイオン電池の普及拡大の障害になると予想される。これに対し、輸送については、国際ルールである国連勧告 (UN 3 4 8 0) に準拠させるとともに、リチウムイオン電池は第 4 類の危険物ではなく、国連勧告にもあるように、別のカテゴリーの危険物として取り扱われるべきである。
- ・ リチウムイオン電池は、電池製造 (危険物一般取扱所) 段階から、電池製品倉庫 (危険物屋内貯蔵所)、運搬 (危険物運搬容器規制)、まで含め自動車メーカー納入前の倉庫 (危険物屋内貯蔵所)、にまで影響がある。封口後の電池は安全性が高い為、封口後のリチウムイオン電池は非危険物としての扱いが妥当との判断があれば、車載用リチウムイオン電池の製造段階での生産設備施設投資・取扱い・運搬・保管費用などに大幅な軽減が見込まれる。
- ・ 蓄電設備の設置場所にあたって電池の電解液総量が 200l 以上になると少量危険物扱いとなり、設置場所は各種の規制を受ける。1000L 以上の場合は、危険物貯蔵所又は取扱所となる。これによる不都合として
- ・ a) 設置する部屋は、防火構造とし、漏出電解液を流出させないための、ためますを設置し、排気 (換気) 設備も必要。
- ・ b) 引火点 45°C 以下の電解液を使用している場合は、設置する部屋の電気設備は防爆仕でなければならない。
- ・ c) ビルの電気室は地階に設置される場合が多いが、現行規定では、地下室への設置が大幅に制限される。(地盤面より下への設置が認められない)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ d) LIB 電池システムを設置する建物に、自家発電設備やボイラー用の燃料を貯蔵している場合、危険物としての量は、それら燃料との合算となるため、実質的に LIB 電池システムを設置できない。(小規模の電池システムでも、消防法の規制対象になることが有り得る) ・ リチウムイオン電池の航空輸送については、ラベルサイズの指定、カラー印刷、貼り付け面の規制を緩和すべき(少なくともラベルが複数面にまたがることを認めるべき)である。また、諸外国においても規制が国際基準と調和したものとなるよう、各国との調整を図る必要がある。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ リチウムイオン電池の取扱いについて、国連勧告との整合性を図る観点から、一律に第 4 類第 2 石油類(国連勧告クラス 3 に相当)としての危険物扱いするのではなく、事前に一定の安全試験(国連勧告が要求するもの)を実施したもののについては、輸送のみならず、電池の製造、貯蔵、電池を用いた蓄電設備の設置等で国連勧告と同様(クラス 9、非危険物)の扱いとする方向で検討し、結論を得る。なお、当該対応ができない場合については、我が国が国連勧告に整合していない理由について、書面等により事業者にも明示し、説明責任を果たす。〈平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論〉 ○ リチウムイオン電池を航空輸送する場合のラベルの指定サイズについて、国際基準にキャッチアップした合理的な制度整備を行う観点から、平成 23 年 1 月より国際航空運送協会(IATA)規則として反映される予定サイズ(105mmX74mm)」と整合させる。【平成 22 年度中措置】

【グリーンイノベーション 27】

<p>事項名</p>	<p>一般家庭の共同設置大規模太陽光のみなし自家消費</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、一般家庭が太陽光発電を導入した場合、余剰電力はプレミアム（48 円/kWh）で販売が可能だが、集合住宅等では構造上の制約により、発電設備を設置できない場合もあり、不公平感が生じている。 　　<根拠法令> ・ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法） ・ 平成 21 年経済産業省告示第 278 号（最終改正：平成 22 年 3 月 29 日 経済産業省告示第 66 号）
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、一般家庭が居住の用に供する家屋については、太陽光発電設備を導入した場合、余剰電力はプレミアム（48 円/kWh）で販売が可能だが、集合住宅等では構造上の制約により、発電設備を設置できない場合もあり、不公平感が生じている。したがって、太陽光発電設備を設置できない集合住宅・団地等において、近隣の空き地に共同で太陽光発電設備を設置した場合、その発電設備の発電量と各一般家庭の消費電力量を差し引いた分を「みなし余剰電力」として、一般家庭が居住の用に供する家屋の余剰電力と同様に買取対象とすべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーの全量買取制度に関するプロジェクトチームにおいて本年 7 月に示した制度の大枠では、「住宅等における小規模な太陽光発電等については、省エネインセンティブの向上等の観点から例外的に現在の余剰買取を基本とし、今後具体的な方法について検討する」としているところ。集合住宅等に係る買取方式については、太陽光発電の導入拡大に加え、制度の簡明性や円滑な実施といった観点を

		踏まえつつ、制度の詳細について検討していく。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	・ 総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会・電気事業分科会買取制度小委員会において検討中。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—
改革事項に対する 基本的考え方		<p>○ 現在、一般家庭が居住の用に供する家屋については、太陽光発電設備を導入した場合、余剰電力はプレミアム（48 円/kWh）で販売が可能だが、集合住宅等では構造上の制約により、発電設備を設置できない場合もあり、不公平感が生じている。</p> <p>○ したがって、太陽光発電設備を設置できない集合住宅・団地等において、近隣の空き地に共同で太陽光発電設備を設置した場合、その発電設備の発電量と各一般家庭の消費電力量を差し引いた分を「みなし余剰電力」として、一般家庭が居住の用に供する家屋の余剰電力と同様に買取対象とすべきである。</p>
具体例、経済効果等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、家庭用太陽光の買取制度があるが、都市部の多くを占める集合住宅居住者は PV を導入しづらい。 ・ これらの需要家にも PV 導入による地球環境貢献への意識の高い需要家もあり、需要地と離れた未利用地に共同で PV を設置し、自らの屋根に設置したものと同様の効果が得られるのであれば、導入費用を負担するという者も少なくない。 ・ 遠隔地に PV をマンションの住人が共同で設置し、その PV の発電量と各一般家庭の消費電力量を差し引いた分を『みなし余剰電力』として、戸建の余剰電力と同様に買取対象とすること

	により、不公平感が軽減され PV の導入も進む。
改革案	<p>○ 総合資源エネルギー調査会 新エネルギー部会・電気事業分科会買取制度小委員会において、太陽光発電設備を設置できない集合住宅・団地等については、近隣の空き地に共同で太陽光発電設備を設置した場合、その発電設備の発電量と各一般家庭の消費電力量を差し引いた分を「みなし余剰電力」として、一般家庭が居住の用に供する家屋の余剰電力と同様に買取対象とする方向で検討し、結論を得る。＜平成 22 年度中検討・結論＞</p>

【グリーンイノベーション 28】

<p>事項名</p>	<p>マンション高圧一括受電サービスの普及促進に向けた規制の見直し、高圧一括受電サービス普及促進に係る電気事業法に基づく「主任技術者制度の解釈および運用（内規）」の見直し</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用電気工作物の設置者には、技術基準適合維持、保安規程の制定・届出、主任技術者の選任または保安管理業務の外部委託が義務付けられている。（約9割の自家用電気工作物は、自家用電気工作物の保安管理業務を外部委託している。） ・ 自家用電気工作物の保安管理業務を外部委託する場合は、1年に1回以上、停電を伴う点検（保護継電器と遮断器の連動動作試験等）を実施することが義務付けられる。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条第1項 ・ 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第1項、第2項、第52条の2、第53条第2項第5号 ・ 電気事業法施行規則第52条の2第一号口の要件、第一号ハ及び第2号口の機械器具並びに第一号二及び第二号ハの算定方法等並びに第53条第2項第五号の頻度に関する告示 第4条 ・ 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成21・04・15原院第1号）
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ マンション高圧一括受電サービスで設置する電気工作物は自家用電気工作物としての点検を求められるところ。一般電気事業者による電力提供の場合（電気事業の用に供する電気工作物の場合）は、4年に1回の各住戸の定期調査のみで停電は要求されないが、マンション一括受電サービスでは1年に1回以上の停電を伴う点検を求められる。したがって、一般電気事業者とその他の事業者のイコールフッティ

	<p>ングを図るといふ観点から、自家用電気工作物の適切な保安運用を実施している事業者に関しては、一般電気事業者と同等の電力提供条件となるよう停電を伴う点検を不要とすべきである。</p>
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安管理業務の外部委託をする場合においては、電気工作物の設置者自らが電気主任技術者を選任している場合と保安体制が異なる（常駐と非常駐）ことから、点検頻度（1年に1回以上の停電を伴う点検など）等を定めているもの。 ・ 当該点検頻度については、外部委託先が行う保安管理業務が不適切である事例があったこと等から、平成19年に電力安全小委員会の下に設置されたワーキンググループの報告書を踏まえて、平成21年に外部委託契約書等に記載すべき事項として明確化が図られたものの1つである。 ・ 外部委託が認められている自家用電気工作物は、高圧送電系統に接続されるものであり、その危険性や事故等（感電、火災、他者の停電を伴う波及事故を含む。）の発生するリスクは、マンションに設置されるからといって、大規模店舗やビル等に設置されるものより小さいと言えるものではないことから対応は困難。
<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>—</p>
<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ マンションにおける自家用電気工作物において、設置者自ら電気主任技術者を選任している場合と同等の保安が確保されなくなる。
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ マンション高圧一括受電サービスで設置する電気工作物は自家用電気工作物としての点検を求められるところ。 ○ 一般電気事業者による電力提供の場合（電気事

	<p>業の用に供する電気工作物の場合)は、4年に1回の各住戸の定期調査のみで停電は要求されないが、マンション一括受電サービスでは1年に1回以上の停電を伴う点検を求められる。本件にかかる一般電気事業者と取扱いの違いについての明確な根拠はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、保安管理業務の外部委託をする場合においては、電気工作物の設置者自らが電気主任技術者を選任している場合と保安体制が異なるとのことであるが、高性能な機器の採用及び活線状態で故障を事前に察知する常時監視を実施することにより、以前は停電を伴う点検が不要であったところ。常駐と非常駐による根拠が、明確になされていない。 ○ したがって、一般電気事業者とその他の事業者のイコールフットィングを図るという観点から、自家用電気工作物の適切な保安運用を実施している事業者に関しては、一般電気事業者と同等の電力提供条件となるよう停電を伴う点検を不要とすべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ マンション高圧一括受電サービスで設置する電気工作物は自家用電気工作物であり、保安管理業務は外部委託しているが、現在の自家用電気工作物の保安管理業務外部委託の規制においては、自家用電気工作物の点検に伴いマンション全館が停電するため、一般電気事業者と同等の設備であるにもかかわらず、一般電気事業者のユーザーよりもマンション高圧一括受電サービスのユーザーの方が利便性を損なっている。 ・ この一般電気事業者より厳しい電力提供条件により、マンション開発業者からマンション高圧一括受電サービスが採用されず、普及が阻害されている。 ・ 一般電気事業者による電力提供の場合(電気事業の用に供する電気工作物の場合)、4年に1

	<p>回の各住戸の定期調査のみで停電は要求されないのに対し、マンション一括受電サービスでは1年に1回以上の停電を伴う点検を求められるようになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高性能な機器の採用及び活線状態で故障を事前に察知する常時監視を実施することにより、以前は停電を伴う点検が不要であったところが、本規制により無条件で1年に1回以上停電を伴う点検が必要となった。 ・ 自家用電気工作物の適切な保安運用を実施している事業者に関しては、一般電気事業者と同等の電力提供条件となるよう停電を伴う点検を不要とすべきである。
<p>改革案</p>	<p>○ マンション高圧一括受電サービスについて、一般電気事業者とその他の事業者の設備競争上のイコールフットィングを図るという観点から、例えば高性能な機器の採用及び活線状態で故障を事前に察知する常時監視を実施すること等により、自家用電気工作物の適切な保安運用を実施している事業者に関しては、一般電気事業者と同等の電力提供条件となるよう停電を伴う点検を不要とする方向で検討し、結論を得る。〈平成22年度検討開始、平成23年度中結論〉</p>

【グリーンイノベーション 29】

事項名	家庭用電気料金メニューの拡充	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般電気事業者の選択約款においては、時間帯別・深夜料金メニュー等に関する取扱いを定めている。（なお、選択約款については電気事業法に基づき経済産業大臣が認可） <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法第 19 条第 6 項に基づく、各一般電気事業者の電気供給の選択約款に規定。 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭用電気料金については、電力使用量に応じた料金メニューが主体となっており、需要家の省 CO2 化、負荷平準化等のインセンティブを与える料金メニュー（例えば、家庭における電気自動車の料金メニュー（夜間の充電料金）やスマートメーターの設置需要家を対象とした細かな料金メニュー（30 分単位等））とはなっていない。したがって、行政は需要家の省 CO2 化等を推進して行くためにも、一般電気事業者に対して、選択約款により、料金メニューの変更が対応可能な旨を周知し、対応を促すべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要家サイドにおける省エネや低炭素エネルギー活用を図るため、エネルギー需給情報を利用した需給マネジメントを行うための制度環境整備のあり方の 1 つとして、料金メニューの活用について、検討を行う。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討中。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—

<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭用電気料金については、電力使用量に応じた料金メニューが主体となっており、需要家の省 CO2 化、負荷平準化等のインセンティブを与える料金メニュー（例えば、家庭における電気自動車の料金メニュー（夜間の充電料金）やスマートメーターの設置需要家を対象とした細かな料金メニュー（30 分単位等））とはなっていない。 ○ 需要家サイドにおける省エネや低炭素エネルギー活用を図るため、エネルギー需給情報を利用した需給マネジメントを行うための制度環境整備のあり方の1つとして、料金メニューの活用は必要とされているところ。 ○ したがって、需要家の省 CO2 化等を推進して行く観点から、一般電気事業者に対して、選択約款により、料金メニューの変更が対応可能な旨を周知し、電気自動車用及びスマートメーター用の新たな料金メニューを積極的に構築するよう対応を促すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気料金の設定は、発電・送電・配電により生じたコストを平均化して設定しているが、例えば、夜間での使用は原子力の利用に資するものであり、CO2 削減への貢献という観点で安価にするなど、クリーンな電源にもとづく料金設定、需給に応じた料金設定等、料金制度の柔軟な運用が必要である。 ・ 現在、自由化が認められている分野においては、30 分単位で需要家の電力使用量情報が取得できる。（取引所取引においても 30 分単位で価格が決定している。）したがって、一般家庭にもスマートメーターが導入されれば、30 分単位での料金制度を作ることは可能である。 ・ 公正取引委員会及び経済産業省は平成 21 年 3 月に「適正な電力取引についての指針」を改定したところである。平成 11 年に部分自由化された範囲において、一般電気事業者が、その供

	<p>給区域を越えて、他の一般電気事業者の供給区域に参入したケースは、わずか1例しかない。一般電気事業社間の市場競争が進展しない状況を是正し、電気料金の低廉化と事業者選択の拡大の観点からユーザー利益を拡大すべく、一般電気事業者間競争の促進のためのルール作り（市場整備）について、早急に検証・検討を進め、指針として明らかにして欲しい。</p>
<p>改革案</p>	<p>総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、需要家の省CO2化等を推進して行く観点から、一般電気事業者に対して、選択約款により、料金メニューの変更が対応可能な旨を周知し、電気自動車用及びスマートメーター用の新たな料金メニューを積極的に構築するよう対応を促す。併せて、その旨を国民に広く周知する。＜平成 22 年度中措置＞</p>

【グリーンイノベーション 30】

事項名	需要家のロードカーブ情報の取扱い	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法上の規定はない。 ・ 経済産業省（資源エネルギー庁）のスマートメーター制度検討会にて検討中。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ー 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要家の電力使用量情報（時間帯別のロードカーブ情報）については、「需要家のもの」との認識が広がりつつあるが、個人情報保護、セキュリティ確保等に配慮した開示ルールが未整備であるなど、情報の取扱いが明確化されていない。また、スマートメーターから情報を集約し、複数の需要家をまとめて管理するエネルギーマネジメントサービスの提供事業者等についても、新規産業の創出を図る観点から、その位置付け（電気事業法の取扱い等）の明確化が必要である。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力使用情報については他の情報と同様、現行の個人情報保護制度の対象であり、当該制度の範囲内において現行も対応可能。 ・ 更に、省エネや低炭素エネルギー活用を図るべく、エネルギー需給情報を活用した需給マネジメントを行うための、制度環境整備のあり方について検討を行う。 ・ なお、電気事業法の規制対象は電気の供給事業であり、エネルギーマネジメントサービスの提供事業はその対象ではない。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討中。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー

<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 需要家の電力使用量情報（時間帯別のロードカーブ情報）については、「需要家のもの」との認識が広がりつつあるが、個人情報の保護、セキュリティ確保等に配慮した開示ルールが未整備であるなど、情報の取扱いが明確化されていない。 ○ 省エネや低炭素エネルギー活用を図るべく、エネルギー需給情報を活用した需給マネジメントを行うための、制度環境整備のあり方について検討を行う必要があるとされているところ。 ○ また、スマートメーターから情報を集約し、複数の需要家をまとめて管理するエネルギーマネジメントサービスの提供事業者等についても、新規産業の創出を図る観点から、その位置付け（電気事業法の取扱い等）の明確化が必要である。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人のロードカーブ情報について、マンション等で高圧の一括受電を活用し、時間帯別の電力サービスを受けている需要家については、電力使用量の情報が還元されている。低圧需要家についても、スマートメーターの設置を契機として、同様に還元すべきである。 ・ 今後、太陽光発電が大量に導入された場合、系統維持にかかるアンシラリーサービスコスト（電源・流通設備を一体的に制御することにより周波数を適正な範囲に維持するサービス）が増加することも想定される。エネルギーマネジメントサービスの提供事業者が地域内で需要家の電力需給を調整する機能を持てば、系統安定化に資すると考えられ、これらを活用する仕組みの構築は有効である。 ・ 将来的なスマートコミュニティの姿は、一括受電が地域単位で発展した形ではないか。例えば、地方公共団体等が地域内での電力需要をまとめ、これに一般電気事業者や特定規模電気事業者が供給する仕組みも考えられる。

<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、需要家の電力使用量情報（時間帯別のロードカーブ情報）にかかる個人情報の保護、セキュリティ確保等に配慮した開示ルールの整備など、情報の取扱いに関する方向性について検討し、結論を得る。 ＜平成 22 年度中検討・結論＞ ○ 併せて、スマートメーターから情報を集約し、複数の需要家をまとめて管理するエネルギーマネジメントサービスの提供事業者等について、新規産業の創出を図る観点から、その位置付け（当該事業者は電気事業法の対象外である等）の明確化を図る。＜平成 22 年度中措置＞
------------	---